

平成22年3月第1回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....  
1. 開議 平成22年3月19日 午前10時19分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜田 秀雄  
3番 林 修三  
4番 山口 孝弘  
5番 小高 良則  
6番 湯浅 祐徳  
7番 川上 雄次  
8番 中田 眞司  
9番 古場 正春  
10番 林 政男  
11番 横田 義和  
12番 鯨井 眞佐子  
13番 加藤 弘  
14番 古川 宏史  
15番 山本 邦男  
16番 京増 藤江  
17番 右山 正美  
18番 小澤 定明  
19番 京増 良男  
20番 丸山 わき子  
21番 新宅 雅子  
22番 北村 新司

.....  
1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....  
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副	市長	高橋 一夫
教	育 長	川島 澄男
総	務 部 長	浅羽 芳明
市	民 部 長	小倉 裕
経	済 環 境 部 長	森井 辰夫

建設部長	並木敏
会計管理者	越川みね子
教育委員会教育次長	尾高幸子
農業委員会事務局長	藤崎康雄
監査委員事務局長	江澤弘次
選挙管理委員会事務局長	長谷川淳一
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石井勲
総務課長	長谷川淳一
厚生課長	蔵村隆雄
農政課長	加瀬芳之
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
主査	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主任主事	栗原孝治

+

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成22年3月19日（金）午前10時開議

日程第1 発議案の上程  
提案理由の説明  
委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 議案第2号から議案第28号  
委員長報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 議案第29号から議案第31号  
提案理由の説明  
委員会付託省略、質疑、討論、採決

## ○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は21名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、3月18日までに受理した陳情1件については、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第1号の提案理由の説明を求めます。

## ○山本邦男君

おはようございます。発議案第1号について説明をさせていただきます。

発議案第1号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年3月19日提出。

八街市議会議長、北村新司様。

提出者、八街市議員、山本邦男。

賛成者、鯨井眞佐子議員、同じく京増良男議員、同じく右山正美議員、同じく古川宏史議員、同じく横田義和議員、同じく林政男議員、同じく中田眞司議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）。

世界の平和と安全は、人類共通の願望であり、広島・長崎の2つの都市を破壊させた核兵器による惨禍とその後の世界各国での核実験による被害は、人類が核兵器とは共存できないことを明白に示しています。

2009年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条約（START1）の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しています。

こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国をはじめ、各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があります。

このため、本市を含め世界の3千680都市（2010年3月1日現在）が加盟する平和

市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が2010年のNPT再検討会議で採択されることを目指しています。

よって、国会及び政府におかれては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国をはじめとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月、八街市議会議長、北村新司。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣あて。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。以上です。

**○議長（北村新司君）**

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第1号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

討論がなければ、これで発議案第1号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第1号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号から議案第28号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員長、林政男議員。

## ○林 政男君

それでは、私は総務常任委員会の委員長として、次のようにご報告をさせていただきます。  
総務常任委員会に付託されました、案件7件につきまして、去る3月4日、5日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、労働基準法が改正されたことに伴い、月60時間を超える時間外勤務にかかる手当の支給割合の引き上げ及び当該割増分の手当の支給にかえて代替休を与えることについて関係規定を改めるものです。

審査の過程において委員から、「月60時間を超える時間外勤務をする課として具体的にどの課が該当すると想定しているのか伺う。」という質疑に対して、「月60時間を超える時間外勤務をした職員は、平成20年度実績ベースで延べ63名いました。内訳といたしましては、申告時期の課税課の職員、また、一番多いのは選挙事務に従事した職員等です。」という答弁がありました。

次に「割増の時間外勤務手当の支給を取得するか、代休を取得するかは本人の選択ということによろしいか伺う。」という質疑に対して、「本人の選択によるものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、消費生活相談員、交通安全対策会議委員及び市税等収納補助員について改正等をするものです。

審査の過程において委員から、「消費生活苦情相談員から消費生活相談員に名称を変更し、広範囲な対応が必要となってくると思われるが、業務内容について伺う。」という質疑に対して、「近年、相談員の受ける内容は、苦情にとどまらず、各種の問い合わせ、また、多重債務等広範囲となっております。このことから「苦情」を抜いて消費生活相談員に名称を変更しました。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第4号は、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、本市が厳しい財政状況にあることから、一般職の職員の管理職手当について、平成22年度においても20パーセントの削減を継続するものです。

審査の過程において委員から、「八街市職員の給与は、ラスパイレス指数にして97.4パーセント、地域手当も3パーセントに下げている。近隣市と比較しても低い手当をさらに

削減し、その削減額による効果はわずか709万4千円である。あえて管理職手当を20パーセント削減する必要があるのか伺う。」という質疑に対して、「本市の大変厳しい財政状況を鑑み、行財政改革推進本部会議において審議した結果ですので、ご理解いただきたいと思えます。」という答弁がありました。

次に反対討論がありました。

「職員の管理職手当20パーセントカットしても、その効果はわずか709万4千円です。ほかに削減すべき分野はたくさんあります。現下の経済状況の中、生活を守るための職員手当を削減することには賛成できません。また、本市の集中改革プランでは、職員の定員適正化等で目標を上回る効果が出ており、全体として目標額を達成できる見込みであると言っています。一定の経費削減が進んでいる中、職員の管理職手当削減を継続していく根拠はありません。以上の理由から反対します。」という討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、八街市交通安全条例の制定についてです。

これは、本市における交通安全を確保するため、基本理念を定め、交通安全に関する施策を推進することにより、交通事故の防止を図り、もって市民の安全かつ快適な生活の実現に寄与することを目的に定めるものです。

審査の過程において委員から、「交通安全対策基本法が昭和45年、千葉県交通安全条例が平成13年に制定されていたのに対し、本市が今になって交通安全条例を制定する理由について伺う。」という質疑に対して、「制定が遅れたことについては認識していますが、交通安全条例の制定は自治体の任意となっています。本市においては、現在も交通安全計画を第8次まで立てていますが、これを明文化する意味から条例を制定しようとするものです。」という答弁がありました。

次に「条例化したからには、実行力のあるものでなければいけない。その中で第4条、市民の責務について伺う。関係機関等が実施する交通安全対策に協力しなければならないとあるが解釈を伺う。」という質疑に対して、「交通ルールを守り、事故抑止に努めていただくということです。交通安全教室等にも協力していただかなければならないため、これからも啓発活動に力を入れていきたいと思えます。」という答弁がありました。

次に「対策会議委員を学識経験者や一般市民から広く募らない理由について伺う。」という質疑に対して、「市の交通安全の施策については、関係行政機関の職員や市の機関の職員で組織する対策会議で策定しますが、特別の事項を審議する場合には、特別委員を交通安全協会、交通安全運転管理者組織、区長、老人クラブ、民間交通機関の代表者、PTAの代表者等から募り、選任させていただきます。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてです。

これは、組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が平成22年3月31日を

もって解散することに伴い、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号、平成21年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12諸支出金、第2表繰越明許費補正の内2款総務費、8款消防費、第3表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入について「補正予算の中で、予算配分はバランスよくできたのか伺う。」という質疑に対して、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金の活用に当たっては、地元の中小企業者が受注できるような、きめ細かな事業として、道路補修、排水、公共施設等の細かな修繕の合計16事業を計上したところですよ。」という答弁がありました。

次に「15款2項3目農林水産業費県補助金の減額理由について伺う。」という質疑に対して、「各事業が確定したことに伴うものです。特に大きな減額として千葉県強い農業づくり交付金等事業費交付金がありますが、飼料の増産のための事業を実施する予定でしたが、事業実施主体の辞退されたことが大きな理由です。園芸用廃プラスチック適正処理事業補助金の減額につきましては、当初予定していました450トンの処理量が実際には370トンになったことによるものです。園芸王国ちば強化支援事業補助金の減額につきましては、パイプハウスの設置を希望されていた方が辞退されたことによるものです。サンブスギ林再生事業補助金の減額につきましては、平成17年から21年までの5カ年計画で実施されていましたが、この5カ年で9.47ヘクタールを整備して終了となったことによるものです。」という答弁がありました。

次に「15款2項4目商工費県補助金のうち、千葉県消費者行政活性化基金事業補助金の減額理由について伺う。」という質疑に対して、「この補助金を活用し、消費者センター開設の準備をしているところですが、国の方針が変わり、補助金対象となるものが減ったことにより減額となりました。職員用の机や書庫といった備品が補助金の対象外となりました。」という答弁がありました。

次に、2項総務費について「2款1項1目一般管理費のうち、定額給付金給付事業費について、受給者数について伺う。また、受け取りに来なかった方については追跡調査等はしたのか。」という質疑に対して、「当初、対象世帯を3万233世帯を見込んでいましたが、実質、給付決定件数は2万9千229件でした。広報等で広くお知らせはしましたが、個別の追跡調査はしていません。しかし、申請があり、給付決定済通知書を送ったにも関わらず、受け取りに来なかった方については、お家まで伺って調査しました。」という答弁がありました。

次に「2款1項11目諸費のうち、ふれあいバス運行事業費について、乗客が当初の予想

を下回ったことによるものだが、市民が利用しづらい面があるのも事実である。今後、維持費が厳しくなると思われるが、平成21年度においては、どの程度の利用状況の落ち込みがあったのか伺う。」という質疑に対して、「平成21年12月現在で、利用者数が前年度比で91.3パーセント、運賃収入が約90.2パーセントでした。こういったことから料金を支払って利用された方の減少が大きかったと理解しています。」という答弁がありました。

次に、8款消防費について「8款1項1目防災費のうち、八街市全国瞬時警報システムについて、どのような情報が流れるシステムなのか伺う。」という質疑に対して、「集中豪雨、嵐、地震といった情報や武力攻撃について、消防庁の衛星から市の防災行政無線に直接接続され、市内46箇所の子局から避難警告も含め放送されます。」という答弁がありました。

次に「8款1項3目非常備消防費のうち、消火栓維持管理費について、消火栓の新設箇所を伺う。」という質疑に対して、「水道課の更新工事にあわせ、八街中学校付近の既設消火栓を新たに更新します。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第21号、平成22年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費、第1表債務負担行為、第3表地方債についてです。

審査の過程において委員から、まず歳入では、「1款市税1項1目個人のうち、滞納繰越額1億1千400万円を確保するための方策について伺う。」という質疑に対して、「現在、市税等徴収対策本部を組織し、全庁体制で徴収の強化に取り組んでおり、平成21年度からは、多重債務者を対象とした弁護士等の無料相談も始めており、実際に成果も上がってきています。現年分の課税対象者を増やさないことを第一の目的としており、平成21年度からは集中滞納整理を4月から各課職員から協力をいただき、取り組んでおり、平成22年度においても4月半ばから行うことを予定しています。その中で、滞納者の生活状況等についても伺い、その方に合った支払方法について相談に乗っていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「1款2項1目固定資産税について、前年度比1.4パーセント増だが、地価等は下がっているが、増額とした理由について伺う。」という質疑に対して、「土地につきましては3年に1度評価替えをしていますが、それ以外に毎年下落修正をしています。22年度の土地につきましては、地価の下落を反映して、2千万円、2.6パーセント減を見込んでいますが、家屋につきましては、新築、増築が見込まれることから4千400万円、3パーセントの増を見込んでいます。償却資産につきましては、対前年度比で1千万円、3.5パーセントの増を見込んでいます。これら3つをあわせまして固定資産税全体で1.4パーセントの増を見込んでいます。」という答弁がありました。

次に「2款1項1目地方揮発油譲与税の増額の理由について伺う。」という質疑に対して、「道路特定財源が一般財源化されたことにより、平成21年度は一部を地方道路譲与税で計



上していたものを、全て地方揮発油譲与税として計上したためです。」という答弁がありました。

次に「14款1項1目民生費国庫負担金のうち、障害者自立支援給付費負担金の増額の理由について伺う。」という質疑に対して、「障がい者が利用する事業所等への報酬単価の改定があり、すべての事業が5.1パーセント程度上がりました。また、昨年7月から利用者負担がなくなったことが主な理由です。」という答弁がありました。

次に「15款2項4目商工費県補助金について、各補助金を利用する事業内容について伺う。」という質疑に対して、「千葉県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用し、平成21年度に引き続き八街市のアンテナショップ、ぼっちの運営を委託します。また、新規事業として、地域安全パトロール隊事業に活用します。これは民間警備業者に警備業務を委託します。千葉県消費者行政活性化基金事業補助金は、消費者センターの強化を目的に平成22年度の窓口開設に活用します。千葉県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の活用としましては、6事業を要望しました。児童医療費助成事業、幼稚園特別支援事業、ごみ収集集積所管理システム作成事業、学校司書配置事業、生活保護制度対応円滑化事業、ICT支援員配置事業です。合計で27名の雇用を予定しています。」という答弁がありました。

次に「15款2項5目土木費県補助金のうち、住まいの耐震化サポート事業補助金について、事業内容を伺う。」という質疑に対して、「昭和56年5月以前に建築された木造戸建て住宅の耐震診断について補助するものです。県が4分の1の額を負担し、20戸の補助を予定しています。」という答弁がありました。

次に「15款2項7目教育費県補助金のうち、第65回国民体育大会会場地市町運営費補助金について具体的な用途を伺う。」という質疑に対して、「事業費108万4千円のうち、補助対象額が83万5千円であり、その3分の2が県からの補助となります。内容につきましては、大会に要する経費であり、選手用のゼッケンの購入、バウンドテニスコートや看板の借上料が主なものであります。」という答弁がありました。

次に「15款3項1目総務費委託金のうち国勢調査について事業内容を伺う。」という質疑に対して、「国勢調査は5年に一度行われており、平成22年10月1日を調査期日とし、市にお住まいの方全員が対象となります。この委託金の用途ですが、国勢調査員の報酬が大半を占めます。」という答弁がありました。

次に、歳出2款3項を除く総務費では、「2款1項3目広報費のうち、広報やちまたの新聞折込業務について、新聞をとっていない方への対応を伺う。」という質疑に対して、「近年、新聞を取っていない方が増えていますが、希望される方には戸別郵送をして対応しています。その人数は、現在約300人です。その他、公共機関に置いたり、ホームページにも掲載しています。」という答弁がありました。

次に「広報やちまたについて、最新の情報を発信するため、月2回の発行はできないか伺う。」という質疑に対して、「平成22年度においては、職員数等の関係から月2回の発行は難しいものと考えていますが、平成23年度からの実施を目指し、現在検討しています。

ページの振り分け等の工夫をしながら、経費節減についても努めていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「2款1項6目財産管理費について、駅前の公共核施設用地の有効活用について伺う。」という質疑に対して、「現在、雨水調整池及び残土置き場として活用していますが、全面的な活用がされていないということでご指摘を受けているところです。駅前広場と一体となって、市民の皆様にご利用していただく方法を考えたいと思います。また、以前は積極的な方法ではありませんが、直営駐車場としての活用を検討したこともありましたが、昨今は直営ではなくても請け負っていただける業者もいますので、そういったことも含めて、今後、有効活用する方法について検討していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「庁舎管理費の委託料について、詳細を伺う」という質疑に対して、「警備業務については、8年間の契約をしていますので、2年目に当たります。清掃業務、受付・電話交換業務については、年度内入札で、既に落札業者も決定しており、現在、契約事務を進めているところです。6社からの指名競争入札を行い、いずれも市内に営業所のある業者が落札しました。」という答弁がありました。

次に「2款1項8目企画費のうち、NPO等福祉有償運送協議会費について、事業内容を伺う。」という質疑に対して、「この事業は、NPO法人、あるいは社会福祉法人などが、会員登録された方に対し、有償運送を行うというものです。料金体系については、国土交通省より基準が出ており、概ねタクシー運賃の2分の1相当となっています。これらの事業を行う事業者が市内に5つあり、いずれもNPO法人、あるいは社会福祉法人であります。運輸支局に届出制となっており、いずれの法人も1回既に更新が終わっており、初回は2年間、特別大きな事故等がない場合には、次からの更新に当たっては3年間有効となっています。現在、4つの法人が23年3月期まで、1つの法人が24年2月期まで有効期間となっています。」という答弁がありました。

次に「2款1項10目電算業務費のうち、公的個人認証用窓口端末装置の概要について伺う。」という質疑に対して、「平成15年度に設置しました公的個人認証用のパソコン、プリンター、電子署名の際にデータの改ざんや、他人へのなりすましを防止するための技術であります鍵ペア生成装置を更新するための経費です。」という答弁がありました。

次に「2款1項11目諸費のうち、ふれあいバス運行事業費について、運行協議会を立ち上げることだが、委員の構成について伺う。」という質疑に対して、「ふれあいバスにつきましては、運行開始当初から、協議会において数年ごとに見直しをすることとなっています。委員は25名程度を予定しており、公募を募り、多くの方に参加いただきたいと思います。」という答弁がありました。

次に「市民参画協働事業費について、市民の自発的な力が必要不可欠と考える。条例検討委員会の委員構成について伺う。」という質疑に対して、「市民参画協働の観点から原則として、市民からの公募を中心に考えており、いわゆる諮問機関という取り扱いにはしていません。多くの考え方をお持ちの市民の方に積極的に参加していただいて、市民視点からいろ

いろなご提案をいただきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「防犯灯設置事業費について、ナトリウム灯の設置箇所を伺う。」という質疑に対して、「八街中学校学区のうち、主に自転車通学路を予定しています。」という答弁がありました。

次に「2款2項2目賦課徴収費のうち、市税等収納補助員による徴収額をどの程度見込んでいるのか伺う。」という質疑に対して、「平成22年度においては2名の方をお願いします。1人2千400万円、2人で年間4千800万円徴収していただくことを見込んでいます。」という答弁がありました。

次に「市税徴収事業費について、臨時職員による対応ではなく、正規職員のみで対応できないか伺う。」という質疑に対して、「正規職員でできる業務内容ではありますが、作業量を見ますと現在の人員では困難なため、補助をしていただくための臨時職員を雇用しようとするものです。」という答弁がありました。

次に、歳出4款衛生費のうち1項7目では、「上水道費が前年比で838万円減額となった理由について伺う。また、先行きが不透明な八ッ場ダムへの負担金について伺う。」という質疑に対して、「上水道費の減額の理由については、それぞれの年度で行っている事業が違うことによるものです。また、八ッ場ダムの負担金については、印旛広域水道に八ッ場ダムの分も含めまして、水源開発等の負担金を支出している状況です。印旛広域水道からの説明によりますと、政権交代により、現時点では状況が見えてこないということですが、国土交通省から示されています資料をもとに試算しまして、各自治体に予算要請をしたということです。現時点で判断するには非常に難しいところですが、支払いが発生した際に予算措置の要請をしたということであり、それに基づいた形で、本市においても平成22年度の当初予算に計上をしました。」という答弁がありました。

次に、歳出8款消防費では、「8款1項1目防災費のうち、避難場所整備事業費について、現在、備蓄倉庫が何カ所あるのか伺う。」という質疑に対して、「平成21年度までに13箇所整備しており、平成22年度に1カ所整備しまして、合計14カ所となります。」という答弁がありました。

次に「備蓄倉庫215万円の内容について伺う。」という質疑に対して、「アルミ式の倉庫とともに、備蓄する非常食、ビニールシート、土のう袋、発電機等も含まれます。」という答弁がありました。

次に「現在、備蓄されている非常食の量について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度末で主食8千400食。副食も同数です。」という答弁がありました。

次に「8款1項2目広域消防組合費が増額となっている理由について伺う。」という質疑に対して、「基準財政需要額をもとに算定していますが、八街市の負担する算定率が28.08パーセントから28.82パーセントに変わったことにより、増額となりました。」という答弁がありました。

次に「8款1項3目非常備消防費について、現在の消防団員数について伺う。」という質

疑に対して、「定員数については全体で595名ですが、平成21年度においては、502名と定員割れをしています。」という答弁がありました。

次に「非常備消防運営費について、消耗品費165万円の用途は新消防団員の半纏等の購入費ということだが、新消防団員は何名程度を見込んでいるのか伺う。」という質疑に対して、「新消防団員50名を想定して計上しています。」という答弁がありました。

次に、歳出11款公債費では、「市債の繰上償還計画について伺う。」という質疑に対して、「総務省から詳細な通達がきてからの判断となります。」という答弁がありました。

次に、次のとおり反対討論がありました。

「新年度予算における財源確保で、歳入面で滞納整理の促進を含めた市税収の確保を挙げていますが、徴収強化による税収向上では限界であり、市民の実情にあった相談活動を重視すべきと考えます。歳出面では、既存の制度、施策の見直しで財源を確保するとしています。職員は役職手当の20パーセント削減は引き続き求められる一方で、市長の給与、交際費は聖域化されており、財源確保を真剣に考えるなら、自ら削減をすべきであります。歳入全体の17.4パーセントを占める地方交付税は前年対比6.9パーセント増ですが、今後とも保障されたものではなく、安定的財源確保を国に求めていくことが大事であると考えます。家計収入の落ち込みと個人消費の低迷は、八街の経済を支えてきた商業、農家への打撃に直結し、暮らしのめどがたたないと悲鳴が上がっています。このような実態の中で、景気は回復どころか、円高とデフレで二番底が懸念され、暮らしは一層深刻になっています。こうした景気悪化のもとで、総務常任委員会に付託された新年度予算には、国の緊急雇用創出はあるものの市民を守る積極的な施策がありません。市民を守る積極的な施策を求め反対討論といたします。」

次に、次のとおり賛成討論がありました。

「本市は、歳入面では、収納率の向上を図るという大変大きな問題を抱えており、また、平成24年度まで公債費が確実に上昇し、大変厳しい財政状況がしばらくの間、続くものと考えられます。そのような中で、新年度の歳入面においては、地方財政計画に基づく地方交付税関係予算について過大見積もりに注意した予算計上をしているほか、各基金からの繰り入れにより、財源不足に対応しています。また、歳出面では、全般にわたる経費の節減合理化や既存の制度・施策の見直しに努めた上で、経常経費、義務的経費、投資的経費について、全てゼロベースでの見直しを図り、生み出した財源を重点的、効果的に配分しています。具体的に申し上げますと、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用した地域安全パトロール事業、これは民間の警備業者に業務委託し、組織した地域安全パトロール隊が犯罪防止活動を実施することとなっています。また、防犯灯・カーブミラーの設置、修繕についても厳しい財政状況の中にあっても、前年度並みの予算を確保し、引き続き重点的に取り組むこととなっています。ほかにも平成22年度よりスタートする八街市総合計画第2次基本計画に盛り込まれている市民と行政の協働を視野に入れた事業計画ということで、市民参画協働条例の策定に向けた市民参加協働事業費が計上されています。」

このように、平成22年度当初予算は、限られた財源の中にあっても、市民の要求に応えるべく施策が随所に見られ、これらは長谷川市長の協力的な指導力によるところであります。以上の理由から、私は議案第21号平成22年度八街市一般会計予算中、総務常任委員会付託分につきまして賛成いたします。」という討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告とさせていただきます。よろしくご賛同くださるようお願いいたします。

#### ○議長（北村新司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時15分)

#### ○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、文教福祉常任委員長、川上雄次議員。

#### ○川上雄次君

文教福祉常任委員会に付託されました、案件13件につきまして、去る3月8日、9日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干の審査内容についてご報告申し上げます。

議案第5号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、医療給付費等の増加により、国保財政が厳しい状況にあり、その財源を確保するため、課税限度額を法定限度額まで引き上げるものです。

審査の過程において、委員から「条例改正の理由として財源確保を挙げているが、条例改正による影響額は財源確保といえるほどの額となっているのか伺う。」という質疑に対して「条例改正による影響額は1千483万2千円です。現在の国保財政を見ますと、到底これでは健全な国保財政を賄えるとは考えていません。保険税の収納額をいかに上げていくかということが課題であると認識しています。」という答弁がありました。

次に「国民健康保険税の低収納率に対するペナルティーについて伺う。」という質疑に対して、「平成20年度まで決定してありますが、調整交付金の20パーセントがペナルティーとして差し引かれています。毎年、約8千万円ほどのペナルティーが課せられていますが、そのうち約4千万円は収納率向上により返還されています。また、平成21年度においては、15パーセントのペナルティーとなる予定です。」という答弁がありました。

次に反対討論が次のようにありました。

「今回の条例改正は税込不足、地方税改正によるもので、国保税限度額を65万円から6

9万円に4万円アップし、約1千400万円の負担増を市民に求めていくものであります。しかし、今回の引き上げによって、国保財政の危機的状況は解決するどころか、市民の中に負担増と国保に対する不公平感を一層深めることは明らかであり、税収不足には到底追いつけるものではありません。八街市の国保税は市民の負担能力を超える水準となっており、その一番の原因は、国保事業への国の国庫負担割合が大幅に減らされてきているところにあります。国は医療費に対し、25年前には50パーセント国庫補助していましたが、2007年には半分の25パーセントにまで引き下げており、これが市民と自治体を苦しめる元凶となっています。国保は、国民の生存権に立脚した社会保障制度の一環として、そもそも自助でも互助でも解決できない問題への対処として生まれ、発展してきたものであり、現行の国民健康保険法でも「社会保障及び国民保険の向上に寄与する。国は運営が健全に行われるように努めなければならない」とうたっています。この間、社会保障としての国保がズタズタにされてきています。今、最もやるべきことは小手先の引き上げではなく、政府に対し、安定的な運営ができるよう国庫負担割合をもとに戻すこと。低収納率に対するペナルティーや自治体独自で実施している乳幼児医療費助成へのペナルティーという圧力をやめることを要求し、命と健康を守る本来の国保にしていくことが求められています。以上の立場から本議案に反対するものです。」

次に賛成討論が次のようにありました。

「国保財政は医療費給付費の増加により、大変厳しい状況にあります。そのような中で、課税限度額を近隣市町と同額の位置まで引き上げるということであり、安心安全な国保財政を確保するため、必要な改正であると考えます。以上の立場から本議案に賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号、平成21年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出3款民生費、4款衛生費の内1項3目から4目、9款教育費、第2表繰越明許費補正の内3款民生費、9款教育費についてです。

審査の過程において、委員から3款民生費では、「地域活性化臨時交付金に伴う各種事業があるが、これは地元業者への仕事確保の面からどういう対策をしているのか伺う。また滞納している業者への取り扱いはどうするのか伺う。」という質疑に対して、「地元業者を優先的に発注してまいりたいと考えていますが、税金を滞納している業者に対しては、納税の公平性の観点からも、小規模工事の登録対象者となれないと要綱の中で規定されています。」という答弁がありました。

次に「3款2項5目保育園費のうち、保育園施設整備事業について、整備箇所が八街・朝陽・交進保育園の3園としている理由及び保育園設備の点検者はだれなのか伺う。」という質疑に対して、「二州第一保育園及び二州第二保育園については、まだ新しいので修繕する箇所がありません。また、実住保育園については、ボランティアの方により修繕いただいております。修繕が終わっています。その他の3園につきましては、修繕が必要と思われる箇所が

あったため補正予算に計上いたしました。点検作業については、主に園長先生にお願いしています。」という答弁がありました。

次に4款衛生費のうち、1項3目及び4目では、「4款1項4目健康増進費のうち、後期高齢者医療健康診査受託事業費について、平成21年度の受診状況及び受診率について伺う。」という質疑に対して、「後期高齢者医療健康診査は、特定健診とあわせて実施しているものですが、平成21年度当初予算では900名を見込んでいましたが、実際は708名でした。」という答弁がありました。

次に「後期高齢者医療健康診査の受診率について伺う。」という質疑に対して、「平成21年度は13パーセントですが、広報や区長回覧等で周知活動をいたしました。また、後期高齢者医療健康診査は自己負担もありませんので、受けづらいということはありませんが、高齢者の方の中には、既に何らかの病気、その他の要因により医療機関に通院している方も多く、受診率が低いのではないかと分析しています。」という答弁がありました。

次に「4款1項4目健康増進費のうち、健康増進事業費の減額の理由について伺う。」という質疑に対して、「減額の主たる理由は、昨年度から始まりました女性特有のがん検診推進事業の受診者が当初の見込みを下回ったことによるものです。詳細を申し上げますと、子宮がん検診は当初30パーセントを見込んでいましたが、補正予算作成時点で15.2パーセントでした。実際には、個別検診が残っていますので、受診率はもう少し上がると思われます。乳がん検診につきましては、40パーセントを見込んでいましたが、36パーセントでした。」という答弁がありました。

次に、9款教育費では、「小学校及び中学校の学校管理費のうち、施設整備事業費について事業内容を伺う。」という質疑に対して、「浄化槽、放送施設、井戸ポンプ等の修繕及び受水槽の改修といったものです。」という答弁がありました。

次に「小学校及び中学校の施設整備事業費について、事業内容が基本的施設の修繕、改修であるが、今まで欠陥のある施設のまま使用していたのか伺う。」という質疑に対して、「部分的な補修を繰り返してきましたが、今回は、補助金を利用し、抜本的補修を行おうとするものです。」という答弁がありました。

次に「9款2項3目学校建設費のうち、実住小学校屋内運動場耐震補強事業費について、工事の完成時期を伺う。」という質疑に対して、「実施設計を今年度で行っており、10月頃までの完成を目指しています。夏休み期間中に集中的に工事をする予定ですが、それ以外の工事期間については、子どもたちの利用もある程度制限させていただくことになろうかと考えています。また、子どもたちへの影響もありますので、八街中央中学校武道場の施設利用等も含め、今後検討していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「実住小学校屋内運動場の工事内容について伺う。」という質疑に対して、「耐震補強工事のほか、大規模改修工事として、床の全面改修、照明の改修、また予算が許せば、壁等も改修していきたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号は、平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「歳入において、税収が当初の見込みを下回ったことから減額としているが、収納率はどの程度を見込んでいるのか伺う。」という質疑に対して、「税収の当初見込みは、新年度を組む段階において、直近の調定額を出して、収納可能である率を掛けて算出しています。今回、減額する主たる要因は、所得の減が大きな原因であり、昨年の当初予算を設定した11月期と比べ、本年度の11月期の調定額で約7千万円ほど減額しており、その関係で現年度分が大きく減額しています。また、収納率につきましては、平成21年度末で現年度分を77.06パーセントを見込んでいます。また、過年度分につきましては11.55パーセントを見込んでいます。現年度分、過年度分ともに、平成20年度決算と比較すると若干の増を見込んでいます。しかし、滞納繰越分の調定額が多額であることから、全体としましては、41.88ポイントとなります。」という答弁がありました。

次に「歳出保険給付費が約4億円増額となっている理由を伺う。」という質疑に対して、「平成21年度の保険給付費の支出状況を見て、昨年の決算見込額と比較しますと、8月、9月審査分で約7千万円ほど増額となっています。また、同じように本年の1、2月審査分で3千650万円ほど昨年より増額となっています。主たる要因として、新型インフルエンザ及び高額療養費の影響が大きいと分析しています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号は、平成21年度八街市老人保健特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から「平成21年度における普通徴収、特別徴収のそれぞれ対象者人数について伺う。」という質疑に対して、「特別徴収が3千918名、普通徴収が1千212名です。」という答弁がありました。

次に「普通徴収の収納率について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度においては約96パーセントでした。」という答弁がありました。

次に「滞納した場合、保険証が交付されないのか伺う。」という質疑に対して、「千葉県後期高齢者医療広域連合におきまして、資格証明書の交付の取り扱いについて、幹事会、協議会、議会等議論されているところです。現在のところ、資格証明書の発行はしていません。平成22年度に入り、資格証明書の交付基準を作ることです。資格証明書の交付については、市町村の収納状況、また、被保険者の状況等を調査した上で、広域連合と協議をします。その協議した結果によって交付されることはあるということですが、明確な基準については、今後の各市町村の状況報告により決定するということです。ただし、千葉県56市町村の担当課長の統一見解としましては、極力、短期被保険者証を交付することにより納税を促していく方法を継続していくべきということであります。」という答弁がありました。

次に、「短期被保険証の発行状況について伺う。」という質疑に対して、「平成21年度



現在においては、短期被保険証の交付はありません。短期被保険証についても、平成22年度から対象世帯を市町村と広域連合で協議して決定することとなっています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第17号は、平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から「第4期介護保険事業計画が平成21年度から始まったが、計画の初年度として、どのような状況になってきているのか伺う。」という質疑に対して、「平成21年度につきましては、計画に計上しました介護給付費の支給等は、概ね計画に沿っているという状況にあります。予定しています地域密着型サービス事業の指定につきましては、平成21年度に認知症対応型共同生活介護グループホームを1つ、平成22年度、23年度も各年度1つずつという計画です。平成22年度には、夜間対応型訪問介護サービスにつきまして、事業者を指定して実施する予定です。特別養護老人ホームの30床増床につきましても、平成23年度開所の計画であります。平成22年度に建設に着手予定であり、ただいまその前段として、県と協議を進めているところであります。」という答弁がありました。

次に「歳出介護予防サービス等諸費について、減額の理由を伺う。」という質疑に対して、「第4期事業計画に載せました介護予防サービス等諸費の見込額を若干下回っている主たる要因として、要支援認定者数が当初見込みに至らず、その分、要介護認定者に移行したことによるものと思われまます。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第18号は、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から「歳入給食事業収入の減額について、生徒数の減が主たる要因ということだが、本市の未納対策について伺う。」という質疑に対して、「現年分の納付通知書については、4月、5月は6月に一括して、その他の月は毎月送付しています。ひと月の送付数は約1千件です。そのうち現金収納者が約350名です。現在のところ、現年度分の収納率は95パーセント程度で前年度並みとなっています。未納対策としましては、納付通知書の発送及び催告書、督促書を送付しています。その他、家庭訪問による徴収等を実施しています。」という答弁がありました。

次に「給食費未納者の中には、就学援助の対象となる子どもたちもいると思われるが、そういった制度を給食センターからお知らせしているのか伺う。」という質疑に対して、「催告書や督促書を送付する際に、支払に対する相談や学校と相談をする旨を保護者にお知らせしています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第21号、平成22年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目か

ら4目、9款教育費についてです。

審査の過程において委員から、まず、歳出2款総務費のうち3項1目では、「平成22年度は前年度比で4.3パーセント減額であるが、その理由について伺う。」という質疑に対して、「平成21年度においては、16名分であった人件費が、22年度においては職員が2名減となり、14名分の人件費となったことが主たる要因です。」という答弁がありました。

次に、歳出3款民生費では、「3款1項3目障害者福祉費について、障害者手帳の所持者は増えているのか。」という質疑に対して、「平成21年度末の所持者は、身体障害者手帳2千92名、療育手帳472名、精神保健福祉手帳233名です。前年と比較しますと、身体障害者手帳は96名、療育手帳は16名、精神保健福祉手帳は16名、それぞれ増えております。」という答弁がありました。

次に「障害者自立支援法が廃止されるまでの暫定的な措置として、市町村民税非課税者に対する福祉サービス利用料が無料になる対象数は何名か。また、全体の何パーセントを占めているのか。」という質疑に対して、「無料化については、数字がはっきり出ておりません。昨年7月から介護給付の資産要件の一部が撤廃された対象者につきましては、21名と把握しています。」という答弁がありました。

次に「成田市に委託する精神障害者地域生活支援センター業務の内容について伺う。」という質疑に対して、「精神障害者地域生活支援センターは、千葉県内の各圏域ごとに設置され、運営については各市町村が負担しています。印旛郡市では成田市に設置されています。相談者は、平成21年度4月から9月で282名です。」という答弁がありました。

次に「精神障害者の就労対策についても行っていかなければならないと考えるがいかかか。」という質疑に対して、「心の病の方が、平成16年度と平成21年度を比較しても、手帳所持者が約100名増えています。このことから、薬や医療の分野もありますが、就労に向けた支援は考えていきたいと思っております。」という答弁がありました。

次に「療育手帳所持者や特別支援学級の児童・生徒にどのようなサポートをしているのか。」という質疑に対して、「居宅介護支援、児童デイサービス、短期入所等があります。」という答弁がありました。

次に「3款1項5目老人福祉費について、高齢者世帯の傾向と状況について伺う。」という質疑に対して、「ひとり暮らしの世帯は、民生委員やケアマネジャーから得た情報では、平成21年度10月末で569世帯です。」という答弁がありました。

次に「高齢者一人世帯が平成7年から10年間で2.2倍になり、同居している高齢者世帯が2.6倍に急増していると八街市高齢者福祉計画に指摘されているので、ひとり暮らし及び高齢者世帯に対する取り組みが求められていると考えるがいかかか。」という質疑に対して、「ひとり暮らし及び高齢者世帯については、災害時の要支援の調査が必要であると思われまます。」という答弁がありました。

次に「ひとり暮らし及び高齢者世帯で火災報知器が何割ぐらい設置されたのか。」という

質疑に対して、「火災警報器の設置について、平成18年度から実施し、平成22年2月末現在で59名の申請があり、福祉票の一人世帯のうち10パーセント程度となりますが、他にも借家や自費で設置している方がいるものと思われます。」という答弁がありました。

次に「緊急通報装置の支給状況について伺う。」という質疑に対して、「平成22年1月末現在で、契約台数が409台です。平成21年12月末現在の通報実績は、総件数8千746件中、救急搬送は26件、相談は595件、試し押しは921件となっています。また、契約世帯には、受信センターより月に1回以上伺い電話をしております。」という答弁がありました。

次に「3款1項6目老人福祉施設費について、老人福祉センターの平成21年度の利用者数と前年度との比較について伺う。」という質疑に対して、「利用状況の確かなデータはまだ出ていませんが、今までは毎年増えていました。今年度においては、おふろが故障したことから減少しています。」という答弁がありました。

次に「高齢者生きがい対策事業費が減額になっているのはなぜか。」という質疑に対して、「減額の理由は、負担金や補助金の減額が主なものです。」という答弁がありました。

次に「3款1項7目介護保険費について、低所得者のサービス利用状況は把握されているのか。」という質疑に対して、「ケアマネジャーを介し、利用したいサービス等を組み合わせ、必要なものを工夫しながら利用されていると認識しています。」という答弁がありました。

次に「3款2項1目児童福祉総務費について、2名の家庭児童相談員は、虐待の相談も受けているのか。」という質疑に対して、「家庭児童相談員は、DVや児童虐待相談の両方に対応しています。」という答弁がありました。

次に「児童虐待の事例の把握はしているのか伺う。」という質疑に対して、「虐待相談は平成17年度270件、平成18年度451件、平成19年度546件、平成20年度1千77件と増えています。また、平成21年7月現在、新しい虐待相談件数が20件ありました。虐待以外の相談のうち、非行が1件です。PRが進んだことにより、関係機関や市民等から虐待通報があります。その場合、48時間以内に直接児童を確認するという対応を心がけています。」という答弁がありました。

次に「3款2項2目児童措置費について、子ども手当の手続きは、現在、児童手当を受けている世帯は必要ないが、新たに対象となる世帯については申請が必要であるため周知徹底が必要となるが、周知方法について伺う。」という質疑に対して、「詳細な内容等につきましては、まだ国でも明確化されていない状況となっておりますが、本市として、現在考えている方法として、広報やちまた及び市のホームページ、保育園、幼稚園、小学校、中学校において、周知をしていこうと考えています。」という答弁がありました。

次に「3款2項4目児童福祉施設費について、各学区に児童クラブが設置されているが、定員数及び入所状況、定員オーバーの対応について伺う。」という質疑に対して、「平成22年2月2日現在、八街児童クラブは定員70名のうち入所者49名、八街北児童クラブは

+

定員40名のうち入所者30名、川上児重クラブは定員40名のうち入所者34名、朝陽児童クラブは定員60名のうち入所者55名、交進児童クラブは定員40名のうち入所者22名、二州児童クラブは定員40名のうち入所者11名、笹引児童クラブは定員40名のうち入所者27名、沖児童クラブは定員30名のうち入所者6名、八街東児童クラブは定員50名のうち入所者44名。定員410名に対し入所者が278名です。定員オーバーしている場合、夏休み期間の取り扱いにつきましては、保護者と話をし、余裕のある児童クラブを紹介しています。待機児童については、施設の規模が決まっているため、解消されておりません。」という答弁がありました。

次に「3款2項5目保育園費について、臨時保育士は何名いるのか。」という質疑に対して、「平成22年度は臨時保育士が35名、看護師が1名の予定です。」という答弁がありました。

次に「各保育園の正職員及び臨時職員の人数を伺う。」という質疑に対して、「平成21年6月1日現在で、八街保育園正職員18名、臨時職員15名、計33名。実住保育園正職員18名、臨時職員18名、計36名。朝陽保育園正職員19名、臨時職員17名、計36名。交進保育園正職員14名、臨時職員8名、計22名。二州第一保育園正職員12名、臨時職員5名、計17名。二州第二保育園、正職員12名、臨時職員4名、計16名。合計で正職員が93名、臨時職員が67名の合計で160名です。うち保育士に関しまして、正職員66名、臨時職員32名であります。臨時職員のうち5名が育児休業中の代替保母としてお願いしております。」という答弁がありました。

次に「平成22年度の保育園の定員に対しての入園状況を伺う。」という質疑に対して、「八街保育園定員190名に対して181名、実住保育園定員140名に対して136名、朝陽保育園定員160名に対して184名、交進保育園定員140名に対して112名、二州第一保育園定員70名に対して68名、二州第二保育園定員70名に対して62名、私立風の村保育園定員60名に対して62名の予定です。」という答弁がありました。

「保育園の待機児童の解消について、保育ママ制度の導入の取り組みを伺う。」という質疑に対して、「待機児童の保護者の方に民間の託児所を紹介しております。また、保育ママ制度の相談等は1件もございません。」という答弁がありました。

次に「3款3項1目生活保護総務費のうち、就労支援業務について、相談員が配置されると思うが、具体的な仕事内容を伺う。」という質疑に対して、「就労支援相談員の配置は、平成21年11月から配置し、キャリアカウンセラーの資格、または同等の資格を有する者を配置することになっております。具体的な業務内容は、ハローワークとの連絡調整、求職に係る相談、求人情報の提供、公共職業安定所や採用面接への同行等であります。」という答弁がありました。

次に「3款3項2目扶助費について、今年度末までに作成予定の無料低額宿泊所のガイドラインについて伺う。」という質疑に対して、「3月24日の法令審査会に上程し、可決された場合は25日に告示、同日施行予定です。」という答弁がありました。

次に「生活保護費について、保護決定している人数を伺う。」という質疑に対して、「平成22年1月末現在で、保護世帯数481世帯、保護人員が704人であります。」という答弁がありました。

次に「保護人員704人のうち、無料低額宿泊所の利用人数を伺う。」という質疑に対して、「平成21年12月末現在で市内の施設に20人です。」という答弁がありました。

次に「主にホームレスの方々の住居確保をどのように努めているか伺う。」という質疑に対して、「生活居宅のない人が相談に見えたときは、居住実態があることが生活保護の申請条件でありますので、本人の承諾を得た上で、無料低額宿泊所の利用を勧めています。」という答弁がありました。

次に「厚生労働者の通知の中では、速やかな保護決定が示されているが、何日間で保護決定がおきるのか。」という質疑に対して、「原則としましては14日以内、やむを得ない理由がある場合は30日以内となっております。」という答弁がありました。

次に「生活保護の申請に当たり、プライバシーを守る配慮が必要だと思いがいかか。」という質疑に対して、「相談室を借りて相談することは、いろいろな相談者がおり、職員の危険防止等を考慮して現状で行っているため、直ちに対応は厳しいと思われます。」という答弁がありました。

次に「衝立を置いて、相談者への配慮が必要と考えるがいかか。」という質疑に対して、「現在も横側には衝立を置いています、後ろからも見えないようにする工夫について検討したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、4款衛生費の内1項1目から4目では、「4款1項1目保健衛生総務費のうち、成田市急病診療所及び印旛市郡小児初期急病診療所に対する負担金が計上されているが、それぞれの利用状況及び負担金の算定率について伺う。」という質疑に対して、「成田市急病診療所の利用状況は、平成19年が207名、20年が192名でした。印旛市郡小児初期急病診療所の利用状況は、平成19年が1千505名、20年が1千742名でした。また、負担金の算定率については、一定の算定期間における収支を計算し、不足分を各構成団体の受診率に応じて案分した額で算定しています。」という答弁がありました。

次に「採用している臨時職員の業種と、それぞれの1時間当たりの賃金について伺う。」という質疑に対して、「年間を通して非常勤で保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士、看護師を実員数で24名の方を採用しています。1時間当たりの賃金につきましては、保健師、助産師が1千300円、看護師、栄養士が1千230円、保育士が1千100円です。」という答弁がありました。

次に「4款1項3目母子保健費のうち、1歳6カ月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率を伺う。また、受診率向上のための施策を伺う。」という質疑に対して「平成21年度12月末現在で、1歳6カ月児健康診査の受診率が89.5パーセント、3歳児健康診査の受診率が89.6パーセントです。受診率向上のための施策として、来られない方には電話による勧奨及び通知を行い、翌月の健診を受けていただくようにしています。それでも来られ

ない方には、直接ご自宅を伺うこともあります。」という答弁がありました。

次に「4款1項4目健康増進費のうち、健康増進事業費について、前年度より大幅に増額となった理由について伺う。」という質疑に対して「増額となった主たる要因として、前立腺がんの関心の委託料、事務費等を含めまして、432万3千円の増額、また、女性特有のがん検診推進事業についても、検診費用、事務費を含めまして1千612万2千円の増額となっています。」という答弁がありました。

次に「後期高齢者医療健康診査受託事業について、受診率が平成20年度よりも21年度は下がっているが、平成22年度においては、受診者数をどの程度見込んでいるのか伺う。」という質疑に対して「受診者数は900名を見込んでいます。平成20年度においては、委託料の単価を少し高目に計上していましたが、今年度は減額していますが、この計上額で対応できると見込んでいます。」という答弁がありました。

次に、9款教育費では、「9款1項3目教育指導費のうち、学校司書補助員を配置したことによる効果について伺う。」という質疑に対して、「図書館が整備されたことにより、子どもたちの利用が増えてきました。図書館司書のネットワークが構築されてきていることにより、ある小学校では、1週間の間、17名の方によるボランティアがありました。また、ある小学校では、低学年の児童に対して、図書館司書による読み聞かせが始まっています。」という答弁がありました。

次に「平成22年度における小学校・中学校の用務員の配置について伺う。」という質疑に対して、「中学校は4校全て、小学校は八街北小学校、二州小学校、笹引小学校の3校を予定しています。」という答弁がありました。

次に「9款2項1目学校管理費のうち、小学校施設整備事業費について、前年度と比較すると減額されているが、十分な整備ができるのか伺う。」という質疑に対して、「各学校の要望に対して、緊急性等を考慮して、校務に支障のないように対応していきたいと考えています。また、平成21年度当初予算では1千500万円の計上をしていましたが、この3月補正において600万円の増額を計上しており、これらは22年度に繰り越して行われますので、実際は平成21年度並の予算となっています。」という答弁がありました。

次に「9款3項2目教育振興費のうち、就学援助費について、学用品費は支給額が縮小されており、生活実態に即していない。実態にあった支給額にするべきと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「支給額の変更については考えていません。学校等に協力いただき、バザー等からの寄贈等により対応していただきたいと思います。」という答弁がありました。

次に「就学援助費について、この予算額では対応し切れないと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「予算を上回った分につきましては、補正予算で対応したいと考えています。」という答弁がありました。

次に「9款4項1目幼稚園費のうち、幼稚園施設整備事業費について事業内容を伺う。」という質疑に対して、「主なものとして、八街第一幼稚園の保育室の照明の改修工事、川上

幼稚園の外壁の塗装等を予定しています。」という答弁がありました。

次に「9款5項1目社会教育総務費のうち、たけのこの里管理業務について、桜の木等の植栽をしたり、たけのこのとれる時期も利用できるようフェンス等で仕切りをして公園として活用できないか伺う。」という質疑に対して、「桜の木については、虫がつくため消毒が必要であり、近隣に畜産農家があることから、その配慮が必要と考えています。アジサイは春先に植栽する予定です。また、フェンスの仕切りによる公園化につきましては、教育委員会としては、施設全体を子どもの自然体験型の教育施設として管理していますので、フェンスの仕切りは考えていません。」という答弁がありました。

次に「9款5項1目社会教育総務費のうち、こども110番支援事業費の減額の理由について伺う。」という質疑に対して、「平成21年度においては、予算計上していた「こども110番の看板」の購入費を在庫があることから平成22年度においては予算計上していないことが減額の主な理由です。」という答弁がありました。

次に「9款5項3目図書館費のうち、貸出用図書の購入費について、国民読書年の今年は図書購入費を増額すべきだったと考える。実際は減額をしたが、この額で十分であると考えているのか伺う。」という質疑に対して、「十分であるとは考えておりませんが、図書の購入に当たりましては、市民要望を踏まえ、各分野について幅広く収集し、資料提供をしたいと考えています。また、図書館に所蔵のないものについては、他の図書館の協力を得まして、借り受け、提供してまいりたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「9款5項5目郷土資料館費について、平成22年度の事業計画について伺う。」という質疑に対して、「企画展については毎年行っていきたいと考えています。また、音声解説の機械17台の寄贈がありましたので、それを設置して活用していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「9款6項1目保健体育総務費のうち、八街市ピーナッツ駅伝大会運営費の減額理由について伺う。」という質疑に対して、「八街市ピーナッツ駅伝大会については、前回の大会から多くのチームに参加していただくことを目的に中継所を1カ所減らしました。このことに伴い、仮設トイレの設置箇所が減り、貸借料が減額となりました。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「新年度予算では、子どもたちの医療費助成など、これまで日本共産党議員団が要望してきた施策も一部盛り込まれてはいるものの、深刻な暮らしを強いられている市民に手を差し伸べる予算案とは言いがたいものとなっています。まず、国保・介護保険特別会計への繰り入れです。国保では、国保税が負担の限界を超え、市民の暮らし・健康を脅かしています。一般会計からの繰り入れで、応益割合の見直しが必要です。また、介護保険では、保険料・サービス料の軽減で、だれでも安心して利用できる制度とすべきです。公費投入は必然であり、不可欠であります。2点目に、高齢者対策です。ひとり暮らしの高齢者が増加する中で、市は高齢者火災報知器設置助成に取り組んできましたが、残念ながら22年度は、その事業

+

評価も十分にされないまま、わずか4万7千円がカットされています。1人暮らしの高齢者の安全を守る施策は廃止すべきではなく、復活を求めるものです。3点目に、子育て支援についてです。児童クラブの定員オーバーに対し、受け入れへの対策は切実です。希望する全ての児童が入所できるようにすべきであります。あわせて、子どもたちの居場所づくりも求められています。空き店舗を活用した国の「にぎわいのある商店街づくり」では、子どもたちの居場所づくりへの補助金制度もあり、こうした施策を積極的に取り入れた街づくりをしていくべきです。また、保育園の待機児童は、今年1月現在で58名となっており、毎年解消されないまま、市民に我慢を押し付けてきました。国の補助金の対象となった保育ママ制度を取り入れ、安心して働ける環境を一刻も早く作るべきです。4点目に、教育の問題です。県下で最も不登校の多い自治体として、すっかり定着していますが、いじめとともに早急な解決が求められています。そのためには、必要な人員配置予算を確保すべきであります。また、就学援助制度も、その内容を充実させ、経済悪化に苦しむ子育て世帯への支援強化に努めるべきです。生活悪化が進行するもとの、最後のよりどころとなる生活保護行政の一層の充実を求め、反対するものです。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「文教福祉常任委員会に付託された予算には、民生費では、子ども手当を予算化したほか、セーフティネット補助事業として、生活保護の適正な運営を確保するため、面接相談員を雇用し、きめ細やかな指導援助の実施を図ろうとしています。また、衛生費では、子育て支援体制の充実を図ることを目的に実施している児童医療助成対象者を小学校6年生まで拡大することとしたほか、女性特有のがん検診の一部無料化の継続とともに、新規事業として前立腺がんの検診を予算化しています。

教育費では、緊急雇用創出事業でもある特別支援が必要な園児に係る支援員5名を配置するほか学校司書補助員、ICT支援員を各6名ずつ配置することで、きめ細やかな子どもへの教育支援を図ろうとしています。各小学校に算数の基礎学力の向上に向けた学校の取り組みを支援するために、学力向上推進員を8名配置する新規事業の予算も計上されています。また、本年、ユネスコ協会の千葉県大会が八街市で開催されるのに伴い、八街市ユネスコ協会への助成を計上しています。さらに、スポーツプラザテニスコート1面に夜間照明を設置することとしたほか、図書館については、5月5日と11月3日を開館することとしています。そのほか、市史編さん費として、かわらめき古墳測量調査を予算化するなど、限られた財源の中にあっても、市民サービスの観点からもバランスよく各種施策が随所に計上されており、これらは長谷川市長の強いリーダーシップによるものと考えられます。本委員会で話し合われた幾つかの課題につきましては、今後の補正予算の中で対応されることを願い、議案第21号、平成22年度八街市一般会計予算中、文教福祉常任委員会付託分につきまして賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

○議長（北村新司君）



会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午後12時00分)

(再開 午後 1時10分)

### ○議長（北村新司君）

会議を開く前に報告します。

文教福祉常任委員会審査報告書のうち、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、事件番号が誤っていましたので、正しいものを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

再開します。

休憩前に引き続き、文教福祉常任委員会の報告を求めます。

### ○川上雄次君

続きまして、議案第22号は、平成22年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、まず歳入では「税金が前年度と比較すると減額となっているが、原因と試算根拠について伺う。」という質疑に対して、「現年度については、一般被保険者及び退職者の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護給付金分の11月現在の調定額を基準にし、収納率を掛けて算出しています。滞納繰越分については、本年度の推計する未納額に基づき、滞納繰越分の今年度末の未納額をあわせた調定額に予定収納率を掛けて算出しています。」という答弁がありました。

次に「担税能力はあるが、納めない悪質な滞納者の把握はしているのか。」という質疑に対して、「納税課で収納業務は行っていますが、滞納者の預金や不動産等調査をし、担税能力を確認します。差し押さえ等の処分を年間でかなりの件数行っていますが、納税課を中心に滞納者と直接会い、状況を把握しながら、さらに生活状況等の調査をすべきと考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出では、「8款1項1目特定健康診査等事業費について、1千112万円の増額の原因及び平成22年度の取り組みについて伺う。」という質疑に対して、「現在、特定健康診査は集団で行っていますが、受診率の向上のためのPR活動の充実及び個別健診等の実施も考え、予算の増額計上をしました。また、健康管理課で行っています、がん検診等との同時受診など、機会を増やしていけるよう事業を進めていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「8款2項1目保健衛生普及費について、予算の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「医療費通知の郵送料が主なものです。」という答弁がありました。

次に「厚生労働省が、人間ドック助成の通達を出すということであるが、国の助成制度を活用した早期発見治療の取り組みはいかがか。」という質疑に対して、「人間ドック助成は、県内でも36市のうち7市以外が実施しています。県内の年齢等さまざまな制限等を確認し、

医療費の抑制にもつながることから、前向きな検討をしてみたいと思います。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「未曾有の経済危機の中で、自営業者からは、「売り上げが10分の1に落ちた」「仕事が全くなかった」などの声が渦巻いています。低賃金、不安定雇用・リストラ・首切りなど、所得の落ち込んだ世帯の国保への一層の移行も予測されます。市民の生活基盤そのものが危機に瀕し、国保の社会保障として果たす役割がますます問われています。こうしたもとの、4月から国保税の最高限度額の4万円引き上げが予定されていますが、国保財政の危機的状況は解決するどころか、市民の中に負担増と国保に対する不公平感を一層深めることは明らかであり、税収不足には到底追いつけるものではありません。第2に、平成16年度の引き上げ以降、滞納世帯が増加しており、負担能力をはるかに超えるものであり、いかに過酷な負担増であったかがわかります。払える国保税にすることが求められています。本市の被保険者の200万円以下の世帯が約7割。滞納者の約半数が200万円以下の世帯です。市長の言うように助け合いが成り立つ状況でしょうか。この構造的な問題に見合った処方箋が必要です。特に今求められているのは、応益負担の見直しです。そのためには、19年度以降、一般会計からの繰り入れが削減されていますが、公費投入は必然であります。第3にすべての被保険者に保険証の交付をすべきです。既に何らかの形で正規の保険証を持たない世帯は2割にもなっています。市長自らが市民を制度から排除し、皆保険を崩壊させるようなやり方は、直ちに中止すべきです。第4に年々増加する医療費の抑制についてです。新年度の保険給付費は前年度より1億2千万円増の45億2千800万円となっています。病気の予防・早期発見・早期治療への取り組みは、医療費の抑制につながります。積極的な取り組みを求めます。第5に、政府に対し、安定的な国保運営ができるように国庫負担割合をもとに戻すこと、低収納率に対するペナルティーや自治体独自で実施している乳幼児医療費助成へのペナルティーという圧力をやめることなど、政府に責任の発揮を求め、反対するものです。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「国民健康保険は地域保険として、他の保険制度に加入していないすべての住民を対象としており、国民皆保険を実質的に保証する役割を担っていると言えます。しかし、制度に内在する構造的な脆弱さに加え、近年の高齢者医療費の高騰や拠出金の増嵩、さらには長期不況による低所得者の増などにより、財政基盤が圧迫されるなど、非常に厳しい財政運営を余儀なくされています。国民皆保険制度の維持には、国民健康保険の安定が不可欠だと言われていますが、このような問題は、単に国保サイドのみで解決し得るものではなく、国の医療保険制度全般にわたり、利用者の立場に立った抜本的な改革がまだまだ必要であると考えます。このような厳しい状況の中で、平成22年度当初予算ですが、前年度に比較しまして、保険給付費や支援金が増えた一方で、保険税は不況の影響からか、若干の減額となっておりますが、市税等徴収対策本部の成果を反映し、徴収率においては、前年度より上向きでの計

上となっています。その他、基金から繰り入れをする傍ら、一般会計からの赤字補てん的な繰り入れはすることなく組み立てられており、構成に大変苦慮されたことが伺えます。また、保険事業としての特定健診に関する経費も前年比30パーセント以上の増と、さらなる努力が期待されるところであります。本市国保事業の安定化及び健全化のため、医療費適正化による歳出を図るとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保に努めていただくことを要望いたしまして、平成22年度八街市国民健康保険特別会計予算に賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第23号は、平成22年度八街市老人保健特別会計予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第24号は、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から「平成22年度4月から第2期事業に入り、保険料の引き上げが行われるが、市民の負担増の影響額はどのくらいあるのか。」という質疑に対して、「現在の被保険者数に基づき試算しますと、所得割の率が上がったことにより、約2千万円の増額となります。」という答弁がありました。

次に「改正により、影響する後期高齢者の人数について伺う。」という質疑に対して、「今回の改正による影響がない方が、全体の48.4パーセントで、それ以外の51.6パーセントが増額になります。」という答弁がありました。

次に「保険料率の改正に対し、広域連合に市の意見を上げていたのか伺う。」という質疑に対して、「昨年の8月から保険料率の改定について、担当者会議や協議委員の市町村長が所属する課の課長で構成します幹事会等で意見交換等協議を行ったときに、なるべく保険料の値上げはしないという意見が出ました。そして、広域連合で試算したものを国に上げ、3回ほどの協議を経て、国では保険料率を抑えるということが示されていますので、広域連合の剰余金や基金等を活用することにより所得割のみの値上げとなりました。」という答弁がありました。

次に「検討された内容について伺う。」という質疑に対して、「当初示された数字は、剰余金等を含まない引き上げだけを積算した場合、均等割額で4万600円で、現在よりも3千200円増、所得割額は8.02パーセントとなり、現在より0.9パーセント引き上げなければ、後期高齢者医療の運営ができないということでした。そこから、国・県の交付金及び広域連合の剰余金50億円、県の財政安定化基金24億円等を充て、均等割額を据え置きし、所得割額が0.17パーセント増になりました。」という答弁がありました。

次に「広域連合には、剰余金等、今後活用できる基金等がないのか伺う。」という質疑に対して、「3種類の基金があり、それぞれ目的や処分する内容について定められておりますので、活用は不可能です。」という答弁がありました。

次に「短期保険証発行についての考えを伺う。」という質疑に対して、「現在は、千葉県内で資格証明書及び短期保険証を発行している世帯はありません。広域連合で作成します事務取扱要領に基づき、市町村が対象者と話をした内容により、広域連合と協議をして決定し

ていきます。」という答弁がありました。

次に「保険料の軽減対策について伺う。」という質疑に対して、「低所得者への軽減策は現行では9割の軽減が最高です。現政権は、制度が廃止になるまで、今ある軽減制度はすべて継続すると発表しています。各広域連合ごとに軽減制度を設けることは、現在は議論されていません。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようがありました。

「後期高齢者医療制度は、75歳という年齢だけで区切り、別の制度に囲い込んで、重い負担と差別医療を押し付ける世界に例を見ない仕組みであり、当時の舛添厚生労働大臣すら一度「姥捨て山行きのバス」だと認めたように、スタート時から何度も見直しをせざるを得ないほど欠陥を持った制度です。したがって存続すればするほど、国民には深刻な被害を広げる内容となっています。その1つが、高齢者の人口増加、医療費の増加に応じて保険料を値上げするというものです。千葉県後期高齢者医療広域連合会は、4月からの保険料引き上げを決定しました。加入者が一律に支払う均等割は据え置いたものの、所得割が7.12パーセントから7.29パーセントへの引き上げです。そのために、年金収入が153万円以下の世帯の保険料が据え置かれるものの、これを超えると負担増となり、約6割の高齢者が対象となります。1人平均の保険料は、現在の6万4千279円が、4月から6万4千909円へと、630円増えることが明らかとなりました。そもそもの保険料が高く、後期高齢者医療制度になる前は無料だった高齢者からも徴収しているなどの問題を含んでおり、わずかでも引き上げは許されるものではありません。また、後期高齢者診療報酬制度の導入や、かかりつけ医制度で、患者担当医を1人選ぶと、どんなに検査や診断をしても担当医には一定額、毎月6千円しか支払われない仕組みであり、担当医が身銭を切るか、検査や治療を制限するしかありません。今は、医師会などの反対もあり、この診療の選択を意識的に避けていますが、制度が続けばペナルティーの強化もあり得ます。将来、投薬や手術にも拡大することが検討されており、このままでは、高齢者は医療が受けられなくなります。さらに、40歳から74歳のメタボ検診に基づく罰則です。特定健診の受診率やメタボ改善状況が悪い保険者は、後期高齢者医療制度への支援金を増額されるというペナルティー制度です。これらは、現役世代に対する健康診査や保健指導を公衆衛生から医療費削減対策に変質させ、医療保険者が被保険者の診療と予防を一括管理することで、疾病自己責任の徹底を図ることなど、後期高齢者医療制度は国民の負担増と命をないがしろにする制度だと言わざるを得ません。高齢者の医療費を減らすことを目的に創設された後期高齢者医療制度に対し、政府は廃止を前提としながらも、その時期を先送りしています。1日も早い制度の廃止を求める立場から反対するものです。」

次に、賛成討論が次のようがありました。

「昨今、国は後期高齢者医療制度を廃止して、新たな医療制度の枠組みを作る方針を決め、既に高齢者医療制度改革会議が設置・開催され、検討が進められており、平成25年度から新医療制度に移行する見込みとなっています。そのため、新医療制度に移行するまで現制度

の円滑な運営が図られる必要があり、そのためにも被保険者の負担に配慮した運営が求められます。全国的にも保険給付や保健事業費の上昇が見込まれる中で、国は、当初2年間、後期高齢者医療制度に切り替わる際に保険料の負担が重くならないよう設けられていた軽減措置も継続することになり、さらに千葉県後期高齢者医療広域連合においても、平成22年度からの保険料率を県などと十分に協議され、剰余金等の活用により、保険料率の上昇を抑制するよう図られようとしています。以上のことから、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計予算は十分に検討され、適切であると判断し、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第25号は、平成22年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から「歳入の保険料が、1千573万円の増額されているが、平成22年度の普通徴収の収納率の見通しについて伺う。」という質疑に対して、「介護保険料につきましては、普通徴収だけではございませんが、現年度分については、全体で95パーセントを見込んでおります。普通徴収分の収納率につきましては、平成20年度の74.96パーセントを少しでも上回るようにと考えております。」という答弁がありました。

次に「高齢者の保険料の軽減措置が必要と考えるのがいかがか。」という質疑に対して、「保険料をある一定期間滞納せずに納付することによりまして、給付制限を受けずに1割負担でサービスが受けられるという制度であり、保険制度の理解に努めています。」という答弁がありました。

次に「認定制度について、現場の専門家の判断を尊重したものを取り入れるべきと思うが、担当課の考えを伺う。」という質疑に対して、「現在の一次判定は、コンピュータ処理していますが、認定調査につきましては、個々に調査員が訪問し、調査を行っており、審査会において、主治医の意見書とあわせて判定をします。認定基準については、昨年4月に大幅な改正がありましたが、10月からかなりの部分が従前の基準に戻りました。介護度が下がることによりサービス利用額が超過してしまう場合は、充分気をつけながら認定をしています。」という答弁がありました。

次に「特別養護老人ホーム等の施設整備について、3年間の計画の中では120名の待機者が入所できる体制はとれないと思われるが、待機者の今後の見通しと施設整備をすることにより、どのくらい的人数が対応できるのか伺う。」という質疑に対して、「待機者については、昨年7月1日現在で122名と報告されています。第4期介護計画では、平成23年度に30床増床を予定していますが、充足はできませんので、計画的に施設整備を行っていく必要があると考えています。しかし、施設整備を行いますと介護給付費が増えると予想され、それにより第1号被保険者の保険料の引き上げが課題となりますので、慎重に対応してまいりたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「3款地域支援事業について、前年度より削減されているが、どのような理由か。」という質疑に対して、「介護予防については、生活機能評価として、問診等を行う対象者を前年まで多めに計上していましたので、可能な数字を計上したことにより、減額となってい

十

ます。包括的支援事業費・任意事業費については、おむつの支給に係る経費の減額が主なものですが、支給対象者の増加が見込まれる場合は、補正予算での対応を考えています。」という答弁がありました。

次に「3款2項1目包括的支援事業費・任意事業費について、高齢者相談把握業務の委託先はどこなのか。」という質疑に対して、「市内の特別養護老人ホーム風の村、コートエミナスに委託しています。主な業務は、介護サービス・福祉サービスに係る相談や高齢者が抱える相談の初期的なものを受け、可能のものを処理していただきます。件数については、平成21年2月現在41件です。」という答弁がありました。

次に「この2施設だけではなく、すべての事業所でも同様の相談を受けているので、対象とすべきではないか。」という質疑に対して、「在宅介護支援センターというような過去の経緯を引き継いでいるものと考えられますが、一時的な相談を受けていただくのは大変助かりますので、引き続き、この2施設にお願いしたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「ひとり暮らしの高齢者を支える体制を地域包括支援センターが行うべきではないかと考えるがいかかか。」という質疑に対して、「ひとり暮らしの高齢者等の情報が上がった場合、職員が訪問し、その方に応じた支援等を行っております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「22年度は、第4期の介護保険事業計画の2年目を迎えますが、高齢者にとって安心して利用できる制度の予算になっているのかという点で大変疑問を持たざるを得ません。特に、普通徴収の保険料の収納状況は、20年度の決算では74.96パーセントと前年度より2.93ポイントの減となっており、21年度もさらに落ち込むことが予定されています。特に第2、第3段階の滞納者は約半数を占めており、また、第1から第7段階の普通徴収者の3分の1が滞納者となっており、いかに過酷な保険料となっているかがわかります。保険料の減免制度を拒否し続けることは認められません。2点目に、利用料1割の応益負担は低所得者にとって、大変な負担となっています。サービス利用から排除されており、だれもが必要な介護を受けられるよう基金の活用も含め、低所得者のサービス利用から排除されており、だれもが必要な介護を受けられるよう基金の活用も含め、低所得者のサービス利用料の減免・免除の制度の創設が必要です。3点目に、介護取り上げの是正です。10月には、要介護基準の見直しが行われましたが、4.3パーセントの市民は軽度となり、従来のサービスが受けられなくなっています。現行の要介護認定制度から、現場の専門家の判断を尊重した認定制度に見直しをすべきです。4点目には、施設利用に当たっては、122名が待機者となっています。深刻な施設不足に対し、第4期の施設整備計画では、到底希望者は入居できません。整備計画を早急に見直し、整備を進めるべきです。だれもが安心して利用できる介護保険制度を求め反対するものです。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「平成21年度10月1日現在の高齢者人口は1万4千65人、人口に占める高齢者の割

合、高齢化率は18.3パーセントに達し、1千856人の方が要支援・要介護認定を受けています。介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口の9千135人、要支援・要介護認定者数839人と比較しますと、高齢者人口は1.54倍に、要支援・要介護認定者数は2.21倍に増加する等、より一層の高齢化の進展が見られます。平成22年度介護保険特別会計予算は、歳出においては、第4期介護保険事業計画を受けて、保険給付で前年度より1億8千13万1千円増の27億8千153万9千円を見込み、サービス利用の増加に対応した、総額28億5千856万3千円の計上であり、歳入においては、保険給付の支給を賄うべく国、県、支払基金及び市の負担金を負担割合に応じて計上、保険料については、第1号被保険者の増加により、前年度より2.8パーセント増の5億8千632万2千円を見込み、なお不足する財源として、介護給付費準備基金から4千156万8千円を、介護従事者待遇改善臨時特例基金から828万円をそれぞれ繰り入れることにより、均衡を図っております。

以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されており、平成22年度八街市介護保険特別会計予算に賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第26号は、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から「前年度から比較すると予算減となっているが、その要因について伺う。」という質疑に対して、「児童・生徒が本年度310名、前年度が200名程度の減少が減額の理由と考えられます。」という答弁がありました。

「児童・生徒の減少で人件費に影響は出てこないのか伺う。」という質疑に対して、「推移を見ながら、第1、第2調理場の人員配置及び外部委託も含め、検討する必要があると考えています。」という答弁がありました。

次に「米飯とパンの配食割合について伺う。」という質疑に対して、「月・水・金曜日が米飯で、火・木曜日がパンを配食しております。」という答弁がありました。

「完全米飯給食に変更する予定はあるか伺う。」という質疑に対して、「今後、栄養士と相談しながら検討していきたいと考えております。」という答弁がありました。

「長期滞納者の人数について伺う。」という質疑に対して、「納付誓約書を交わした方が、17年度32名、18年度95名おりますが、現在でも納付していただけるようお願いしております。」という答弁がありました。

次に「学校給食調理業務の契約について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度からの3カ年契約となっております。契約額の支払いにつきましては、平成20年度、21年度にそれぞれ全体の34パーセント、22年度に残りの32パーセントを支払います。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申

上げました。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

#### ○議長（北村新司君）

次に、経済建設常任委員長、中田眞司議員。

#### ○中田眞司君

報告いたします。経済建設常任委員会に付託されました、案件11件につきまして、去る3月10日、11日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容について、ご報告申し上げます。

まず、議案第10号から議案第12号について現地調査を実施し、担当職員から概要説明を受けた後、本会議場でさらに審査を行いました。

議案第6号は、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、ごみ収集場所に出されたものから市の財産となっている古紙等の資源物が抜き取られることを防ぐため、抜き取り禁止規定及び罰則規定を設けるものです。

審査の過程において委員から、「古紙等の資源物の抜き取り行為の件数がどの程度あったのか伺う。」という質疑に対して、「平成22年2月現在までの2、3年の間に10数件ありました。」という答弁がありました。

次に「2、3年の間に10数件の抜き取り行為しかないのに、条例改正して、市民を相手に罰則を規定する必要があるのか伺う。」という質疑に対して、「抜き取りをされているのは、基本的に業者だと思われまますので、そういった行為をされた方に罰則を規定しようとするものです。また、条例に禁止、罰則を規定しませんと、抜き取り行為を許すことになりまますので、条例改正の趣旨についてご理解をお願いします。」という答弁がありました。

次に「罰金20万円以下の算出根拠を伺う。」という質疑に対して、「千葉県内で、廃棄物に関する条例の中に取り組んでいる市が12市ございまして、そのうち罰金20万円以下を規定している市が5市あり、それを踏まえ、千葉検察庁と協議して決定しました。」

次に「条例改正したことを市民に対して、どのように周知徹底していくのか伺う。」という質疑に対して、「ごみ収集場所、約1千500カ所に看板を立て、市民の方へPRしていくとともに、広報紙、ホームページも利用して周知徹底を図っていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようがありました。

「ごみ収集場所に出されるものから、市の財産となっている古紙等の資源物が抜き取られるのを防ぐため、抜き取り禁止及び罰則規定を設けるという内容の改正ですが、抜き取り件数はここ2、3年で10数件であり、条例改正をしてまで防がなくてはならないというほどではありません。また、委託者以外の者が収集、または運搬をした場合、20万円以下の罰金に処するとしていますが、金額の根拠に妥当性があるのか、さらに罰則規定が必要なのか



疑問であり、罰則規定を設けていない市も多数あります。第2次基本計画において、「地域への愛着感を基調とした協働型まちづくりの基礎を整える」とうたっており、積極的に市民の皆さんの協力を求めるべきです。以上の理由により反対いたします。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「この条例は罰則20万円以下を課せられるものでありますが、市民の皆さんが一生懸命持ってくる資源ごみを抜き取るという行為は許されるものではありません。また、市民の皆さんからもこういった条例を設けてほしいという要望も多くありました。以上の理由から本議案に対し、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、本年4月1日から道路占用料が一部減額されることに伴い、これを準用している八街市行政財産使用料徴収条例中の電柱、地下埋設管等の使用料が減額されることとなります。この行政財産使用料と八街市都市公園条例中の使用料との整合を図るため、同様に減額するものです。

審査の過程において委員から、「改正前と改正後の占用料による収入額について伺う。」という質疑に対して、「改正前は約5万3千円です。改正後は約3万3千円を見込んでいます。」という答弁がありました。

次に「この程度の影響額で改正する必要があるのか伺う。」という質疑に対して、「公平性を期する観点から必要な条例改正であると考えます。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「道路占用料、行政財産使用料が改正になったことにより、使用料の公平性を期すため、電柱、電話柱、埋設管の使用料を同様に改正するという内容ですが、電柱などを対象とした占用料、使用料は全額一般財源となり、市財政にとって貴重な財源です。引き下げによる影響額は2万円程の減でわずかな額ですが、市民に対して、社会保障の切り捨て、負担増が行われており、占用料、使用料を市民生活の財源として活用すべきであり、引き下げるべきではありません。以上の理由から反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、市道路線の廃止についてです。

これは、八街バイパス建設工事に伴い、八街バイパス及び側近と重複した部分がある市道1路線を廃止するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、市道路線の変更についてです。

これは、八街バイパス建設工事に伴い、8路線を変更するものでございまして、バイパスにより分断される市道、あるいは道路延長が短縮される市道について、3路線の起点、5路線の終点をそれぞれ変更するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号は、市道路線の認定についてです。

これは、八街バイパス建設工事に伴い、新たに認定するものが9路線でございまして、主に市道がバイパスにより分断される路線の起点または終点の変更によるものでございます。

また、開発行為による整備に伴い、市に帰属された道路を新たに認定するものが1路線です。

審査の過程において委員から、「陸橋から金毘羅線に抜ける道を新たに造るということだが、全体の開通にあわせて造るということではよろしいのか伺う。」という質疑に対して、「現在、使っている市道が金毘羅線のところで止まってしまってることから、一部用地買収しまして、金毘羅線に直接接続させます。用地買収は終了していますので、新年度に整備したいと考えています。」という答弁がありました。

次に「八街バイパス建設工事による騒音、振動に対する苦情はあるのか伺う。」という質疑に対して「そういった苦情は現在ありません。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号、平成21年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表繰越明許費補正の内7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、まず歳出4款衛生費のうち1項5目から6目及び2項では、「4款1項5目環境衛生費のうち、八富成田斎場費について、運営負担金の算出根拠を伺う。」という質疑に対して、「利用件数、人口割、均等割により算出されています。」という答弁がありました。

次に「4款1項6目公害対策費のうち、雑草刈取事業費について、平成21年度の依頼件数について伺う。」という質疑に対して、「依頼件数は1件でした。」という答弁がありました。

次に、歳出5款農林水産業費では、「5款1項3目農業振興費のうち、園芸用廃プラスチック適正処理事業費について、減額の理由について伺う。」という質疑に対して、「本年度の事業が終了し、当初450トン見込んでいた排出量が370トンに減ったことにより、減額しようとするものです。園芸用廃プラスチックの排出量につきましては、作付けした農作物により変動することが考えられますが、適正に処理されますよう廃プラスチック対策協議会を中心に関係機関と連携をとり、不法投棄防止に努めてまいります。」という答弁がありました。

次に「園芸王国ちば強化支援事業費について、対象を認定農業者だけでなく、それ以外の農業者も利用できるようにできないか伺う。」という質疑に対して、「この事業は県の事業であり、この支援を受けるためには認定農業者であることが要件となっています。今後は新たな国の制度として、経営体育成交付金というものが創設されまして、認定農業者に限らず、機械等の導入に対し、補助が受けられるということです。」という答弁がありました。

次に、歳出7款土木費では、「7款2項3目道路新設改良費のうち、道路維持修繕工事について、修繕箇所の対応方法について伺う。」という質疑に対して、「まず、職員直営による応急処置を行い、何度も修繕が必要となるような箇所については、工事請負費を使い、業者に依頼をいたします。」という答弁がありました。

次に「きめ細かな臨時交付金を利用して、道路維持修繕工事を行うということだが、どの程度の路線を修繕しようとしているのか伺う。」という質疑に対して、「場所につきましては確定していませんが、15、16本の補修を予定しています。」という答弁がありました。

次に「7款4項5目公園費のうち、公園施設整備事業費について、この予算の中に、けやきの森公園の芝生の張り替えが含まれていると思うが金額はどの程度か伺う。」という質疑に対して、「300万円台です。発注につきましては、4月を予定しています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第19号は、平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第20号は、平成21年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第21号、平成22年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10間災害復旧費についてです。

審査の過程において委員から、まず歳出4款衛生費のうち1項5目から6目及び2項では、「4款1項5目環境衛生費のうち、榎戸駅前公衆便所清掃業務の委託先と業務内容について伺う。」という質疑に対して、「委託先はシルバー人材センターです。業務内容としましては、朝9時から10時及び夕方4時から5時の各1時間を365日間お願いしています。」という答弁がありました。

次に「山田台雑排水処理装置保守点検業務について、この処理装置が機能していないという話を伺ったことがあるがいかがか。」という質疑に対して、「委託会社に保守点検を月に2回お願いしており、処理装置が機能していないという連絡はありません。」という答弁がありました。

次に「リサイクル推進費について、予算が年々減額している理由について伺う。」という質疑に対して、「リサイクル推進費については、資源回収実施奨励金が予算の大部分を占めております。この奨励金につきましては、資源回収実施団体が回収しました前年度の実績をもとに積算して予算計上しており、回収実績が減っていることから減額となっています。回収実績が減っている理由につきましては、古紙等の回収を新聞販売店等が行っていること等が影響していると考えています。」という答弁がありました。

次に「4款1項6目公害対策費のうち、不法投棄監視対策費について、産業廃棄物不法投棄監視員と産業廃棄物不法投棄監視業務について伺う。」という質疑に対して、「産業廃棄

物不法投棄監視員は20名委嘱しており、ほとんどが区長さん方をお願いしています。業務内容としては、不法投棄を発見した際に環境課に連絡をいただいております。平成21年度においては8件の連絡がありました。産業廃棄物不法投棄監視業務については、市外の民間警備会社に委託しているものであり、平成22年度は47回を予定していきます。平成21年度2月末現在においては、野焼き7件、廃材等の不法投棄の堆積6件の連絡がありました。」という答弁がありました。

次に「市民からの通報件数について伺う。」という質疑に対して、「平成22年2月末現在で、市民からの通報は野焼き58件、不法投棄59件です。」という答弁がありました。

次に「4款2項2目塵芥処理費のうち、焼却処理施設管理業務について、増額の理由を伺う。」という質疑に対して、「平成22年度においては、ボイラー下の耐火物の交換を予定しており、5千万円ほど増額となりました。」という答弁がありました。

次に「ごみ収集処理事業の委託先について伺う。」という質疑に対して、「可燃、不燃ごみの収集業務につきましては、北部地区が五十嵐商会、南部が大成企業、空き缶・古紙の収集業務につきましては、古紙がコーヨーテクノ、空き缶のリサイクル等につきましては、シルバー人材センターです。」という答弁がありました。

次に「ごみ集積所管理システム作成事業費について伺う。」という質疑に対して、「約1千500カ所のステーションを1カ所1カ所現地調査し、ごみ集積所に関する諸情報をデータベース化し、管理システムを構築するものです。」という答弁がありました。

次に、歳出5款農林水産業費では「農業委員会事務局の職員の事務内容について伺う。」という質疑に対して、「農地法に適合しているかのチェックや農業委員会総会の資料作成、そのほか農地に関する全般的な業務を行っています。」という答弁がありました。

次に「5款1項1目農業委員会費のうち、農業委員会総会会議録作成業務について、会議録作成は職員でできないか伺う。」という質疑に対して、「現在、業者には速記事務と製本事務を委託していますが、校正事務については、職員で行っており、その作業だけでも約15時間ぐらいかかっています。これに速記事務から製本事務まで職員で行うとなると事務量が膨大となり、現在の職員数等と作業量を勘案しますと、業者に委託した方が効率的だと考えています。」という答弁がありました。

次に「5款1項3目農業振興費のうち、環境保全型土づくり対策事業費について、小麦等の作付け面積について伺う。」という質疑に対して、「平成22年度予算で、ライ麦が120ヘクタール、秋エン麦が135ヘクタール、小麦が90ヘクタールです。種子については希望者であれば配付できる制度となっています。」という答弁がありました。

次に「園芸用廃プラスチック適正処理事業費について、農家負担の軽減の観点から補助金の増額はできないか伺う。」という質疑に対して、「平成20年度から今までいただいていた登録料500円を市負担として、農家負担の軽減を図っています。平成22年度の補助金については、20年度の実績で予算計上しています。予算額を超えるようなことがあれば、補正で対応していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「北総中央用土地改良事業推進費について、供用開始時期について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度までに事業費の約7割に当たる360億7千800万円が投入され、千葉市と富里市においては供用が開始されています。本市においても、滝台土地改良区の一部では、用水を利用するための覚書が締結されまして、平成22年度利用に向けて工事が進められています。八街市全体の工事終了は平成25年を予定していますが、政権交代による事業仕分けにより、当該予算についても削減されており、このことにより工事終了時期にも影響があるかもしれません。」という答弁がありました。

次に「遊休農地リフレッシュ活用支援事業補助金について、平成21年度の交付団体について伺う。」という質疑に対して「遊休農地にコスモスを植えているサークルコスモス、また同様に遊休農地の活用をしているエコやちまたに、それぞれ25万円の補助金を交付しました。」という答弁がありました。

次に、歳出6款商工費では「6款1項1目商工総務費のうち、シルバー人材センター補助金について、補助金の使途について指定しているのか伺う。」という質疑に対して「補助金要綱に則り、補助をしています。補助内容につきましては、事業費、人件費、一般管理費の2分の1以内としています。」という答弁がありました。

次に「シルバー人材センターへの公共事業の発注状況について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度においては、公共事業として発注を受けたのは約3千300万円でした。」という答弁がありました。

次に「6款1項2目商工業振興費のうち、商店街振興事業費について、商店街活性化には駐車場の確保が必須であると考えがいかかか。」という質疑に対して、「以前、けやきの森公園の隣に駐車場を借りて、南口商店街にお貸ししましたが、その後、返還されたという経緯があり、現在、駐車場整備については考えていませんが、アンテナショップ「ぼっち」については、店の前に空き地がありますので、その地権者と組合が協議をしております。」という答弁がありました。

次に「中小企業金融対策費について、今までの実績を伺う。」という質疑に対して、「平成20年が16件で融資額が1億550万円です。平成21年が6件で融資額が3千920万円です。市の融資は若干減ってきていますが、国のセーフティネットの保証ですと平成20年度で239件、21年2月末現在で261件の認定をしており、そちらに流れていっていると考えています。」という答弁がありました。

次に「就労支援業務サイト運営管理業務について、利用状況を伺う。」という質疑に対して、「平成21年1月末現在で、登録者数が133名、パソコンからのアクセス1万4千306件、携帯からのアクセスが4万5千716件でした。」という答弁がありました。

次に「アンテナショップ運営業務について、今後の運営について伺う。」という質疑に対して、「担当課としては、市からの委託が終わる3年目以降も運営していただきたいと考えています。アンテナショップ「ぼっち」につきましては、現在、月平均で約140万円ほどの売り上げであり、経営は厳しい状態にあります。今後はセール等のイベントをし

+

たり、販路拡大の研究をしていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出7款土木費では「7款2項1目道路橋りょう総務費のうち、道路側溝清掃業務について、市民からの要望に対して行う清掃業務なのか伺う。」という質疑に対して、「定期的に行っている業務ですが、区長等から要望が上がった際には、随時対応しています。」という答弁がありました。

次に「市道で起きた事故のうち、市に管理瑕疵がある場合に支払われる損害賠償金は、どこから支出されているのか伺う。」という質疑に対して、「道路管理費の中に保険料が計上されていますが、損害賠償金については、この加入している保険会社から支払われます。」という答弁がありました。

次に「7款2項2目道路維持費について、道路修繕作業は何名で対応しているのか伺う。」という質疑に対して、「通常のパトロールと現場のバッチングについては、維持班5名で対応しています。」という答弁がありました。

次に「7款2項4目道路排水対策費のうち、調整池等用地賃借料について、コスト面から貸借ではなく、買収はできないのか伺う。」という質疑に対して、「市として買収したいという土地も確かにあり、例えば東吉田調整池については、大半の土地は買収していますが、売却したくないという地権者もいることから、残りの土地については賃借で対応しているという状況です。」という答弁がありました。

次に「7款4項1目都市計画総務費のうち、耐震診断費補助金について内容を伺う。」という質疑に対して、「補助率は、事業費の3分の2、8万円を限度額とし、耐震診断費の補助を行おうとするものです。平成22年度においては、20戸分を計上しています。補助金の申請については、広報等を利用し、住民周知を図っていきたいと思います。」という答弁がありました。

次に「防犯カメラ賃借料について、カメラの設置箇所について伺う。」という質疑に対して、「八街駅南側の第1駐車場に平成22年度から新たに設置しようとするものです。」という答弁がありました。

次に「7款4項2目土地区画整理費のうち、公共核施設用地の公有財産購入費186万円の内容について伺う。」という質疑に対して、「公共核施設用地の買い戻しは終了していません。今回の公有財産購入費の内容につきましては、市土地開発基金への利子になります。」という答弁がありました。

次に「7款5項1目住宅管理費について、本来であれば、多くの市営住宅が建て替えがされていなければならないが、今後の計画について伺う。」という質疑に対して、「今後、第2次基本計画の中で位置付けられています公営住宅再生マスタープランの中で検討していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「市営住宅雑草除去業務や側溝清掃業務については、市の予算から委託するのではなく、市営住宅に住んでいる皆さんでやっていただくことはできないのか伺う。」という質疑に対して、「雑草除去や側溝清掃につきましては、長谷団地や九十九路団地では、自治会の

皆さんでやっていただいています、既に退去し、入居募集していない市営住宅に関しては、市が委託した業者にお願いしています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「八街市の基幹産業である農林水産業費は野菜の価格が暴落し、「生産費も賄えない」と農家が悲鳴を上げています。農業予算を充実させるべきと思いますが、約2億6千200万円で予算総額の1.5パーセントで、前年度と比較すると約900万円の減額予算です。その内容は、農業振興費を約311万円減額、園芸用廃プラスチック適正処理事業費は約321万円の減額で、平成19年度と比較すると、当時の6割の予算であり、経営が苦しい農家を支援するため、予算の減額ではなく、支援強化に回すべきです。基幹産業である農業を守るための抜本的な後継者育成施策が求められており、認定農家だけではなく、やる気がある農業の担い手に対する支援が必要です。農家への直接支援に取り組むためにも、農業予算の約27パーセントを占める北総中央用水事業の凍結を求めます。商工費は約1億6千万円で予算のわずか0.9パーセントです。完全失業者が県下7番目に高い八街市において、市がどれだけ仕事を確保するのかが問われています。ところが、仕事確保になり、経済波及効果が高いと市長もその効果を認めている住宅リフォーム助成制度など新たな施策はありません。土木費においては、道路排水対策費は約1千万円、河川改良費は約2千万円の減額予算です。市全体の排水対策、大関貯水池関係の排水対策を抜本的に改善するために、減額ではなく、十分な予算が必要です。厳しい財政の中、約8億7千万円で購入した公共核施設用地の活用計画はありません。有効活用を求めます。また、市民の暮らしが悪化する中、低賃金で入居できる市営住宅の整備が急がれます。しかし、老朽化した住宅の建て替えが必要でありながら、その計画はありません。市民の営業、暮らしを守る予算にすることを求め、反対いたします。」

次に、反対討論が次のとおりありました。

「本委員会に付託された衛生費の一部及び農林水産業費、商工費、土木費のうち、総予算に占める割合は、衛生費で対前年比6.3パーセントの増、農林水産業費で3.3パーセントの減、商工費で17.4パーセントの増、土木費で8.6パーセントの減となっています。衛生費、商工費については若干の増、農林水産業費については、昨年度予算に計上された畜産業振興費、飼料増産緊急対策事業補助金の809万2千円を除けば、ほぼ前年度並み、土木費については、金額にして1億円を超える削減となっています。市民の意識調査によれば、よその街に移りたいという市民は35パーセントに達し、千葉県平均の5.3パーセントに比べて6.5倍に達し、県内で最も暮らしにくい街になっています。市民の暮らしの満足度も、ほぼ満足が42.2パーセントに対し、不満が50.4パーセントと高く、具体的な施策については交通安全施設、国道・県道・市道等の整備、下水道や子どもの遊び場など「便利で快適な街」「安全で安心な街」の分野に集中しています。これらの多くは土木費であり、建設部の所管事業が大半を占めています。また、本予算の中には、公害対策、不法投棄監視対策事業のように20人の監視員に委嘱し、年間8件の通報、産業廃棄物不法投棄監視事業

については7件に過ぎず、一方、市民からの通報は野焼きや不法投棄117件に及んでいます。20人の監視員での監視や業者への丸投げするより、市民との協働、7万7千市民の目に依拠する施策の充実で十分可能な事業などが含まれ、随所にむだな事業も数多く見られます。よって、本委員会に付託された各予算は市民の満足度を高める予算となっていないことから反対いたします。」

次に、賛成討論が次のとおりありました。

「本市の財政状況は、大変厳しい状況がしばらくの間、続くものと考えられますが、そのような中であっても、経済建設常任委員会に付託された予算には、市民の要求に応えるべく各種施策が随所に見受けられます。具体的に申し上げますと、平成22年度における8つの街づくりのうち、便利で快適な街を目指す事業として、八街駅北側地区土地区画整理事業、都市計画道路3・4・3号八街神門線整備事業、都市計画道路3・4・9号金毘羅線整備事業、市道文違1号道路改良事業等を引き続き推進するとともに、新規事業として、市道114・116・210号線交差点改良事業に着手し、22年度においては用地買収・移転補償等を行うとしています。次に、安全で安心な街を目指す事業として、消費生活センターを開設し、消費生活相談窓口を強化するほか、国・県の補助制度を活用し、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震診断を実施する方に対し、その費用の一部の補助を実施することとしています。次に、豊かな自然と共生する街を目指す事業として、緊急雇用創出事業補助金を活用し、ごみ集積所管理システム作成事業費を計上しています。これは、ごみ集積所に関する諸情報をデータベース化し、管理システムを構築するものであり、2名を雇用することとなっています。このように、平成22年度当初予算には、市民にとって八街市を住みよい街にするための施策が随所に計上されており、これらは長谷川市長の強力な指導力によることとあります。以上の理由から、私は、議案第21号平成22年度八街市一般会計予算中、経済建設常任委員会付託分につきまして賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第27号は、平成22年度八街市下水道事業特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から「平成22年度事業を行うことによる下水道の普及率について伺う。」という質疑に対して、「平成22年度事業を行うことにより、整備面積は432ヘクタールとなり、その結果、都市計画決定区域内整備率が72.7パーセント、全体計画区域内整備率が41.9パーセントと見込んでいます。」という答弁がありました。

次に「平成22年度において、何件の接続増加を目指しているのか伺う。」という質疑に対して、「枝線整備工事2件により、33棟40世帯を対象にしています。」

次に「下水道供用開始区域内の接続率について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度末実績で、水洗化率は94.6パーセントです。」という答弁がありました。

次に「下水道接続のための融資斡旋や資金補助等はしているのか伺う。」という質疑に対して、「金融機関への融資斡旋及び利子補給をしています。利子補給につきましては、利子全額を市が負担しています。」という答弁がありました。



次に「下水道事業受益者負担金滞納繰越分50万円及び下水道使用料滞納繰越分300万円の算出根拠について伺う。」という質疑に対して、「例年、定額で予算計上しています。」という答弁がありました。

次に「下水道使用料改定による影響額は4千万円であったのに対し、下水道使用料が前年度比で、約3千300万円の増額となっている理由を伺う。」という質疑に対して、「有収水量の減少に伴い、700万円ほど減額して予算計上をしています。」という答弁がありました。

次に「下水道台帳等作成業務について、業者委託ではなく、職員による作成はできないのか伺う。」という質疑に対して、「下水道法第23条に規定されている台帳であり、作成するには専門性が必要であり、委託するものです。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「4月から下水道料金が引き上げられます。不況により、市民の暮らしが悪化している中、印旛沼流域12の自治体のうち、10立方メートル当たりの基準額が一番高い下水道料金がさらに引き上げられました。総額4千万円の負担増を下水道利用者に押し付けるものであり、負担能力がある利用者ほど引き上げ率が低く、市民の暮らしを一層直撃するのは明らかです。また、市民負担を増やす一方で、一般会計からの繰り入れは約2千800万円の減額予算となっています。市がやるべきは、滞納を増やす市民への負担増ではなく、自治体本来の仕事である市民の暮らしを守ることです。そのためにも、繰り入れを増やし、下水道事業のさらなる企業努力を強め、建設費のコスト削減、接続率を高める努力を求め反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第28号は、平成22年度八街市水道事業会計予算についてです。

審査の過程において、委員から「給水申込負担金の一時免除をして、収益増加を図ってはいかがか。」という質疑に対して、「今まで申し込んだ方からは、負担していただきながら、ある一定期間に申し込んだ方には免除するという方法は、公平性の観点から難しいものと考えています。また、現在、優先すべき事業が控えていることから、財源捻出をするための経営努力をしているところであり、申込負担金免除につきましては、今は行うべきではないと考えています。」という答弁がありました。

次に「給水収益の減少について伺う。」という質疑に対して、「給水戸数は年々増えていますが、昨今、節水指向が全国的に広がり、節水対応の家電製品が普及したことによるものと考えています。」という答弁がありました。

次に「有収水率の向上策について伺う。」という質疑に対して、「漏水の件数につきましては、老朽管の更新及び漏水対策を集中的に行ったことにより、昨年と同時期と比較しますと70件ほど減っています。こういった管理を単年度ではなく、継続的に行っていくことにより、有収水率を向上させていきたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申

上げました。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告とします。

○議長（北村新司君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑なしと認めます。

議案第2号から議案第28号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

しばらく休憩します。

（休憩 午後 2時20分）

（再開 午後 2時50分）

○議長（北村新司君）

再開します。

これから、討論を行います。

議案第4号、第5号、第6号、第8号に対し右山正美議員から。議案第5号、議案第22号に対し山口孝弘議員から。議案第21号に対し丸山わき子議員から。議案第21号に対し小高良則議員から。議案第21号、第24号に対し林修三議員から。議案第22号、第24号、第25号、第27号に対し京増藤江議員から。議案第20号に対し古川宏史議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、右山正美議員の議案第4号、第5号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

私は、議案第4号、議案第5号について反対をするものであります。

議案第4号は、八街市一般職員の管理職手当の特例に関する条例の一部改正する条例の制

定についてでございます。

この条例改正は、財源確保のために管理職手当を特例により、減額措置の継続をするというものであります。

18年度に給料表の大幅な見直しにより4.8パーセントの削減が行われ、19年度には管理職手当20パーセントカットをはじめ、地域手当・期末勤勉手当削減、21年度には管理職手当の上限規定を定率制から定額制にし、6月・12月の勤勉手当など毎年、官民格差・財源確保などを理由にした給与の削減が続いてきました。22年度においても管理職手当20パーセント総額709万円を削減するというものであります。しかし、市長をはじめとする特別職においては、削減額4パーセントにとどまっています。まずは、特別職の給与の見直しが求められます。

自治体労働者が安心して住民のために、仕事をすることができるよう、その保障をすべきであり、八街市一般職員の管理職手当の特例に関する条例の一部改正する条例の制定について反対するものでございます。

次に、議案第5号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回の国保税条例の改正は、税込不足・地方税改正によるもので、国保税限度額を65万円から69万円に4万円アップし、市民に1千400万円の負担増を求めるのです。委員会では「安心安全な国保財政を確保するため、必要な改正である」という賛成討論がありました。しかし、今回の引き上げによって国保財政の危機的状況は解決するどころか、市民の中に負担増と国保に対する不公平感を一層深めることは明らかであり、税込不足には到底追いつけるものではありません。

八街市の国保税は市民の負担能力を超える水準となっており、その一番の原因は、国保事業への国の国庫負担割合が大幅に減らされてきているところにあります。国は医療費に対し25年前には50パーセント国庫補助をしていましたが、2007年には、半分の25パーセントにまで引き下げており、これが市民と自治体を苦しめる元凶となっています。

国保は、国民の生存権に立脚した社会保障制度の一環として、そもそも自助でも互助でも解決できない問題への対処として生まれ、発展してきたものであり、現行の国民健康保険法でも「社会保障及び国民保健の向上に寄与する。国は運営が健全に行われるように努めなければならない」とうたっております。この間、社会保障としての国保が、ズタズタにされてきています。

今、最もやるべきことは、小手先の引き上げではなく、政府に対し安定的な国保運営ができるよう国庫負担割合をもとに戻すこと、低収納率に対するペナルティーや自治体独自で実施している乳幼児医療費助成へのペナルティーによる補助金カットをやめるよう要求していくことであります。

命と健康を守る本来の国保にしていくことを求め、議案第5号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に反対するものであります。以上です。

**○議長（北村新司君）**

次に、山口孝弘議員の議案第5号に対する賛成討論を許します。

**○山口孝弘君**

議案第5号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から討論をいたします。

本市の国保財政は医療費給付費の増加により、大変厳しい状況にあります。そのような中で、課税限度額を近隣市町と同額の位置まで引き上げるということであり、安心安全な国保財政を確保するため、必要な改正であると考えます。

以上の理由から賛成いたします。

**○議長（北村新司君）**

次に、右山正美議員の議案第6号、第8号に対する反対討論を許します。

**○右山正美君**

私は、議案第6号、議案第8号に対して反対するものであります。

まず、議案第6号です。八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この改正は、「ゴミ収集場所に出される物から市の財産となっている古紙などの資源物が抜き取られるのを防ぐため、抜き取り禁止及び罰則規定を設ける」というものです。しかし、抜き取りの件数はこの2、3年で10数件であり、条例を改正してまでも防がなくてはならないというほどではありません。

また、「委託者以外のものが収集または運搬をした場合は、20万円以下の罰金に処する」としてありますが、この金額の根拠に妥当性があるのか、さらに罰則規定が必要なのか疑問であります。

実際にこうした条例を施行している自治体の状況は、必ずしも効果が上がっているとは言えない状況です。本市の第2次基本計画では、「地域への愛着感を基調とした協働型街づくりの基礎を整える」としてあります。早速、抜き取り防止対策への市民の皆さんの協力をもとめるべきです。

町内会、区、警察、回収業者など関係者間の情報の共有化を図るなど、積極的な取り組みを展開することで充分対応は可能です。

以上の立場から、議案第6号、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対するものであります。

次に、議案第8号、八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この改正は、「道路占有料、行政財産使用料が改正になったことにより、使用料の公平を期すため電柱・電話柱・埋設管の使用料を同様に改正する」というものであります。国は全国的な地価の下落を理由に、道路占有料の見直しを行いました。この改正に伴い、八街市でも昨年12月議会で市有地等の電柱などを対象にした占有料の単価を大幅に引き下げる条例改正を行ったところであります。

その影響額は約1千万円にもなります。国と同じにしなければならないという法的根拠はありません。この八街市都市公園条例改正による影響額はわずかですが、占有料は全額一般財源となり貴重な財源であります。

新年度予算では、「財政危機」を理由に下水道料金の引き上げや国保税の最高限度額の引き上げなど市民への負担増、職員の手当の削減などが行われます。その一方で、東電やNTT・ガス会社に対し、公有財産である公園の占有料をさらに引き下げ、格安で提供することは到底認められません。企業に対しては、応分の負担を求め、一般財源の確保に取り組む努力をすべきであります。この立場から八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について反対するものであります。以上です。

### ○議長（北村新司君）

次に、丸山わき子議員の議案第21号に対する反対討論を許します。

### ○丸山わき子君

それでは、私は、議案第21号、平成22年度八街市一般会計予算に対する反対討論を行うものであります。

政府は3月の月例経済報告で、景気の基調判断を「着実に持ち直している」とし、8カ月ぶりに前月より上方修正しましたが、その一方で自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあるとしています。景気悪化のもとで、市民の暮らしは市長自身が答弁されているように、農業では野菜価格が2割減、商工業はデフレ傾向であり、個人消費は伸び悩んでいます。市税・国保税・介護保険・給食費など収納率の低下が示しているように、家計収入の落ち込みなど深刻な状況となっております。

暮らしが大変と悲鳴が上がっているもとで、4月からは下水道使用料を平均17.5パーセント、総額4千万円、国保税の最高限度額を4万円アップし、総額1千400万円の引き上げ、後期高齢者医療制度では、年金収入153万円以上の高齢者約5割が保険料の引き上げになるなど、さらなる市民への負担増が始まります。

新年度予算案は、子どもたちの医療費助成の拡大、住宅耐震診断、緊急雇用創出事業などこれまで日本共産党議員団が要望してきた施策も一部盛り込まれてはおります。しかし、生活悪化に苦しむ市民に手を差し伸べる予算案とは言いがたいものとなっております。

市財政への財源の確保に当たって、「受益者負担の適正化を強力に推進する」とし、市民に負担強化を求めています。しかし、予算編成の先頭に立つ市長の交際費・報酬は全く見直しがされず、聖域化されたままとなっております。八街市の厳しい財政状況や景気悪化のもとで、市民の暮らしを認識しているのなら、自らがえりをただすことこそがまず求められます。

また、徴税強化を一層進めるとしていますが、平成16年から20年の5年間に差し押さえ執行は5.5倍、差し押さえ額は6.5倍となり、14億円の差し押さえに対し、約4億円の徴収にとどまっています。徴収強化による税収向上では限界があり、市民への懇切丁寧な相談会に重点を置くことを求めます。

さらには、財源確保に当たって、積極的な市有地の活用を図るべきであります。駅前区画

整理事業実施区域の固定資産税・都市計画税収は、事業着工前の半分以下の720万円となっております。すべての換地が終了しても、一気に税収が増える見込みはありません。区画整理事業は、経済活性化どころか税収も見込めない状況です。当面、建設計画のない核施設用地の積極的な活用で財源確保に努めること。また、建物を取り壊した市営住宅用地についても、計画的な市営住宅建設とともに未利用地を明確にし、活用を図ることを求めるものであります。

2点目には、経済の活性化が最も求められている農業・商工予算への配分です。

予算総額のわずか2.4パーセントにとどまり、これで「活気に満ちた街づくり」につながるのでしょうか。農業予算に対し、深刻な農業経営への支援、農業を守る施策が求められています。農業予算の約3分の1を北総用水事業が占めています。今後この用水を使って農業をやりたいと願っている元気のある農家はどのくらいあるのでしょうか。当面は凍結し、農業従事者の育成や野菜価格の低迷対策など、農家への直接支援を重視すべきであります。

また、商工費では、アンテナショップ「ぼっち」への取り組みが進められているものの、消費の低迷にあえぐ商店街への支援や中小零細業者の積極的な仕事確保が求められております。経済波及効果が高いと市長自身が認めている住宅リフォーム助成制度などの導入や商工業振興条例を制定し、活気ある街づくりに取り組むことが必要であります。

快適な街づくりでは、道路排水対策費1千万円、河川改良費2千万円の減額予算となっており、大関調整池周辺の冠水解消のための予算が確保されていないのは問題であります。大関調整池は今まででさえ周辺が冠水し、住民に不安や迷惑をかけてきたところですが、市道文違1号線の整備のために一部潰しています。このことにより冠水地域が拡大しており、まさに人災となっております。全市的な排水対策とともに、早急な解消が必要であります。

市民の暮らし、福祉に関わる民生費では、まず高齢者対策でございます。ひとり暮らしの高齢者が増加する中で、市は高齢者火災報知機設置助成に取り組んできました。残念ながら22年度は、その事業評価も十分されないまま、わずか4万7千円がカットされています。ひとり暮らしの高齢者の安全を守る施策は廃止すべきではなく、復活を求めるものであります。

2点目には、子育て支援についてです。

夏休みなど、児童クラブの定員オーバーに対し、受け入れへの対策は切実であります。希望するすべての児童が入所できるようにすべきです。あわせて、子どもたちの居場所づくりも求められています。空き店舗を活用した国の「にぎわいのある商店街づくり」では、子どもたちの居場所づくりへの補助金制度もあり、こうした施策を積極的に取り入れた街づくりをしていくべきであります。

また、保育園の待機児童は今年1月現在で58名となっており、毎年解消されないまま、市民に我慢を押し付けてきました。国の補助金の対象となった保育ママ制度を取り入れ、安心して働ける環境を一刻も早く作るべきであります。

3点目に、生活悪化が進行するもとの、最後のよりどころとなる生活保護行政の一層の充

実であります。

申請から保護の決定までの法定期限は14日。法定期限内に決定できるよう業務の改善が必要です。また、保護費の支給までに日数がかかる場合は、緊急払いの対応が必要です。窓口には、いまだ申請用紙が置かれておりませんが、申請は制限するべきではなく、早急な改善が求められます。

教育の問題では、県下で最も不登校の多い自治体として、すっかり定着しておりますが、いじめとともに早急な解決が求められております。そのためには、必要な人員配置予算を確保すべきであります。

また、子どもたちの貧困も拡大しており、給食費の未納にもあらわれております。就学援助費は若干増額されていますが、支給内容は減額されており、また、中学校入学準備費は実際の経費の半分にも満たない状況であります。その内容を充実させて、経済悪化に苦しむ子育て世帯への支援強化に努めるべきであります。

最後に、市民の暮らしを守るために、国保・介護保険特別会計への繰り入れです。国保では、国保税が負担の限界を超え、市民の暮らし・健康を脅かしています。一般会計からの繰り入れで応益割合の見直しが必要です。

また、介護保険では、保険料・サービス料の軽減で、だれもが安心して利用できる制度とすべきであります。公費投入は必然であり、不可欠であります。

財政が厳しい中でも、市民の暮らし最優先の市政運営を求め、平成22年度八街市一般会計予算に反対するものであります。

#### ○議長（北村新司君）

次に、小高良則議員の議案第21号に対する賛成討論を許します。

#### ○小高良則君

賛成討論を申し上げます。

私は、議案第21号、平成22年度八街市一般会計予算に賛成するものであります。

本市の財政状況は、まず歳入面では、収納率の向上を図るという大変大きな問題を抱えており、また、歳出面でも扶助費、物件費において、今後も着実に増加することが見込まれます。

さらに平成24年度まで、公債費が確実に上昇するというようになっており、大変厳しい財政状況はしばらくの間続くものと考えられます。

そのような中で、新年度においても歳入面においては、地方財政計画に基づく地方交付税関係予算については、過大見積もりに注意した予算計上をしているほか、各基金からの繰り入れにより、財源不足に対応しているとともに、特に歳出面では全般にわたる経費の節減合理化の推進や既存の制度、施策の見直しに努めた上で、経常経費、義務的経費、投資的経費について、すべてゼロベースでの見直しを図り、生み出した財源を重点的に効果的に配分した結果、まず、便利な快適な街づくりとして、八街駅北側土地地区画整理事業、都市計画道路3・4・3号線八街神門線整備事業、都市計画道路3・4・9号金毘羅線整備など、引き続

き推進するとともに、道路等の整備事業では、継続事業である市道文違1号線道路改良の平成22年度完成を目指し、引き続き推進するとともに、市道114号、116号、210号線交差点改良事業の着手をするほか、市道等の維持・修繕の実施をすることとなっております。

次に、安全で安心な街づくりとして、まず本会議で交通安全条例を制定し、総合的な交通安全施策の推進を目指すとともに、民間の警備業者に業務委託をし、組織した地域安全パトロール隊による防犯活動、犯罪防止活動を実施することとなっております。

また、消費生活対策事業として、消費生活センターを開設し、消費生活相談窓口を強化するほか、国・県の補助制度を活用し、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震診断を実施する方に対して、その費用の一部の補助を実施するとともに、防犯灯、カーブミラーの設置、修繕については、厳しい財政状況にあっても昨年並みの予算を確保し、引き続き重点的に取り組むこととなっております。

次に、健康と思いやりにあふれる街づくりとして、子育て支援体制の充実を図る目的として実施している児童医療助成対象者を平成22年度より小学校6年生まで拡大するほか、新規事業として前立腺がんの検診を始めるとともに、今年度に引き続き女性特有のがん検診の一部無料化を実施することとしております。

また、政権交代により実施することとなった子ども手当を予算化したほか、生活保護の適正な運営を確保するため、面接相談員を雇用し、きめ細やかな指導、援助の実施、援助困難ケースに対する指導、援助体制の強化を図る目的で、セーフティネット補助金事業を実施することとしております。

次に、心の豊かさを感じる街づくりとしまして、まず、緊急雇用創出事業である特別支援が必要な園児に関わる支援員5名を配置するほか、学校司書補助員、ICT支援員を各6名配置することとしております。

また、特別支援教育支援員を現在の9名から2名増員し、11名にするほか、平成22年度より各小学校に算数の基礎学力の向上に向けた学校の取り組みを支援するための学力向上推進員を8名配置することとしております。

さらに、スポーツプラザテニスコート1面に夜間照明を設置することとしたほか、図書館を5月5日と11月3日を開館することとしております。

その他、今年度からの繰越事業として笹引小及び八街東小の校舎改築事業、実住小学校体育館及び八街中の耐震補強、次に、市民とともにつくる街づくりとして、平成22年度よりスタートする八街市総合計画第2次基本計画に盛り込まれている市民と行政の協働を視野に入れた事業計画ということで、市民協働条例の制定を目指し、取り組んでいくこととしております。

このように、暮らし、福祉、教育の分野も含め、限られた財源の中でも市民の要求に応えるべく、バランスのとれた各種施策が随所に見られます。これらは、長谷川市長の強力な指導力によるものと考えます。



以上の理由から議案第21号、平成22年度八街市一般会計予算に賛成するものです。

○議長（北村新司君）

次に、林修三議員の議案第21号に対する賛成討論を許します。

○林 修三君

それでは、私は、議案第21号、平成22年度八街市一般会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。

平成22年度、八街市一般会計予算には、大変財政が厳しい状況の中にありながらも、今、できることへの努力や工夫が見られます。

まず、総務費では、犯罪抑止活動の一環として、駅前広場や学校施設、公園施設等への巡回パトロールを行う地域安全パトロール事業が新しく取り入れられましたし、消費者のために週4回、消費者相談窓口、消費生活センターが開設され、市民の不安を取り払ったり、あるいは要望に対して応えようという姿勢が伺われます。

また、民生費では、子ども手当を予算化したほか、セーフティネット補助事業として、生活保護の適正な運用を確保するため、面接相談員を雇用し、きめ細やかな指導、援助の実施を図ろうとしています。

また、衛生費では、子育て支援体制の充実を図ることを目的に実施している児童医療助成対象者を小学校6年生まで拡大することとしたほか、女性特有のがん検診の一部無料化の継続とともに、新規事業として前立腺がんの検診を予算化していただいております。

また、商工費では、アンテナショップ「ぼっち」を引き続き事業展開することとするために、就労支援事業費を増額、予算化し、商業の振興を図ろうとしていただいております。

さらに土木費では、道路整備事業として、市道文違1号線の道路改良、片側歩道や市道114号線、116号線、210号線交差点改良をして、安心して安全な道路整備等に努力されようとしていただいております。

教育費では、緊急雇用創出事業でもある特別支援が必要な園児に関わる支援員5名を配置するほか、学校司書補助員、ICT支援員を各6名ずつ配置することで、本当に子どもたち一人ひとりに行きわたる、きめ細やかな子どもへの教育支援を図ろうとしていただいております。各小学校に算数の基礎学力の向上に向けた学校の取り組みを支援するために、学力向上推進員を8名配置された新しい事業につきましては、算数の基礎学力をはかろうということのほかに、目に見えないプラスアルファの学力向上への取り組みが、そこに大変期待されるものでございます。

また、本年、ユネスコ協会の千葉県大会が八街市で開催されるのに伴い、八街ユネスコ協会の助成を計上されております。

そのほかに市史編さん費として、かわらめき古墳測量調査を予算化するなど、非常に限られた財源の中にあっても、市民サービスの観点からもバランスよく各種施策が随所に計上されており、長谷川市長の強いリーダーシップがそこに伺われます。

各委員会で話し合われた幾つかの課題が、まだ残っているわけですが、これらは今

後の補正予算の中で対応されることを期待し、願いながら、議案第21号、平成22年度八街市一般会計予算につきまして賛成するものでございます。

○議長（北村新司君）

次に、京増藤江議員の議案第22号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、議案第22号、平成22年度八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

未曾有の経済危機の中で、自営業者からは、「売上が10分の1に落ちた」「仕事が全くなくなった」などの声が渦巻いています。低賃金・不安定雇用・リストラ・首切りなど、所得の落ち込んだ世帯の国保への一層の移行も予測されます。市民の生活基盤そのものが危機に瀕し、国保の社会保障として果たす役割がますます問われています。

こうしたもとの、4月から国保税の最高限度額の4万円引き上げが予定されていますが、国保財政の危機的状況は解決するどころか、市民の中に負担増と国保に対する不公平感を一層深めることは明らかであり、税込不足には到底追いつけるものではありません。

第2に、平成16年度の引き上げ以降、滞納世帯が増加しており、負担能力をはるかに超えるものとなっています。いかに過酷な負担増であったかがわかります。払える国保税にすることが求められています。

本市の被保険者の200万円以下の世帯が約7割。滞納者の約半数は200万円以下の世帯です。市長の言うように助け合いが成り立つ状況でしょうか。この構造的な問題に見合った処方箋が必要です。

特に、今求められているのは、応益割合の見直しです。そのためには、19年度以降一般会計からの繰り入れが削減されていますが、公費投入は必然であり、不可欠でございます。

第3に、すべての被保険者に保険証の交付をすべきです。既に何らかの形で正規の保険証を持たない世帯は2割にもなっています。市長自らが、市民を制度から排除し、皆保険を崩壊させるようなやり方は直ちに中止すべきです。

第4に、年々増加する医療費の抑制についてです。病気の予防・早期発見・早期治療への取り組みは、医療費の抑制につながります。来年度は、保険事業費が約1千100万円増となっていますが、抜本的な取り組みにはなり得ないのではないのでしょうか。地域ぐるみの健康への取り組みとともに、検診内容の充実と自己負担増をさせない取り組みが必要であります。

第5に、政府に対し、安定的な国保運営ができるよう国庫負担割合をもとに戻すこと、低収納率に対するペナルティーや自治体独自で実施している乳幼児医療費助成へのペナルティーという圧力をやめることなど、政府に責任の発揮を求め、反対するものです。以上です。

○議長（北村新司君）

次に、山口孝弘議員の議案第22号に対する賛成討論を許します。

○山口孝弘君

私は、議案第22号、平成22年度八街市国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は地域保険として、ほかの保険制度に加入していないすべての住民を対象としており、国民皆保険を実質的に保証する役割を担っていると言えます。しかし、制度に内在する構造的な脆弱さに加え、近年の高齢者医療費の高騰や拠出金の増嵩、さらには長期不況による低所得者の増などにより、財政基盤が圧迫されるなど、非常に厳しい財政運営を余儀なくされています。

国民皆保険制度の維持には、国民健康保険の安定が不可欠だと言われていますが、このような問題は、単に国保サイドのみで解決し得るものではなく、国の医療保険制度全般にわたり、利用者の立場に立った抜本的な改革がまだまだ必要であると考えます。

このような厳しい状況の中で、平成22年度当初予算ですが、前年度に比較しまして、保険給付費や支援金が増えた一方で、保険税は不況の影響からか、若干の減額となっておりますが、市税等徴収対策本部の成果を反映し、徴収率においては、前年度より上向きでの計上となっております。

そのほか、基金から繰り入れをする傍ら、一般会計からの赤字補てん的な繰り入れはすることなく組み立てられており、編成に大変苦慮されたことが伺えます。

また、保険事業としての特定検診に関する経費も、前年比30パーセント以上の増と、さらなる努力が期待されるところであります。

本市国保事業の安定化及び健全化のため、医療費適正化による歳出を削るとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保に努めていただくことを要望いたしまして、平成22年度八街市国民健康保険特別会計予算に賛成いたします。

#### ○議長（北村新司君）

次に、京増藤江議員の議案第24号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、私は、議案24号、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳という年齢だけで区切り、別の制度に囲い込んで、重い負担と差別医療を押し付ける世界に例をみない仕組みであり、当時の舛添厚生労働大臣すら「姥捨て山行きバスだ」と認めたように、スタート時から何度も見直しをせざるを得ないほど、欠陥を持った制度です。したがって存続すればするほど、国民に深刻な被害を広げる内容となっております。

その1つが、高齢者人口・医療費の増加に応じて保険料を値上げするというものです。千葉県後期高齢者医療広域連合は、4月からの保険料引き上げを決定しました。加入者が一律に支払う均等割は据え置いたものの、所得割が7.12パーセントから7.29パーセントへの引き上げです。そのために、年金収入153万円以下の世帯の保険料が据え置かれるものの、これを超えると負担増となり、約5割の高齢者が対象となります。

1人平均の保険料は、現在の6万4千279円が、4月からは6万4千909円へと引き上げられます。そもそも保険料が高く、後期高齢者医療制度になる前は無料だった高齢者からも徴収しているなど問題を含んでおり、わずかでも引き上げは許されるものではありません。

また、後期高齢者診療報酬制度の導入や、かかりつけ医制度で、どんなに検査や診断をしても担当医には一定額毎月6千円しか支払われない仕組みとなっているため、担当医が身銭を切るか、検査や治療を制限するしかありません。今は、医師会などの反対もあり、この診療の選択を意識的に避けていますが、制度が続けばペナルティーの強化もあり得ます。将来は投薬や手術にも拡大することが検討されており、高齢者は医療が受けられなくなります。

さらに、40歳から74歳のメタボ検診に基づく罰則があります。特定検診の受診率やメタボ改善状況が悪い保険者は、40歳からの後期高齢者医療制度への支援金を増額するというペナルティー制度です。これらは、現役世代に対する健康診査や保健指導、公衆衛生から医療削減対策に変質させ、医療保険者が被保険者の診療と予防を一括管理することで疾病自己責任、この徹底を図ることなど、後期高齢者医療制度は国民の負担増と命をないがしろにする制度だと言わざるを得ません。

高齢者の医療費を減らすことを目的に創設された後期高齢者医療制度に対し、政府は廃止を前提としながらも、その時期を先送りしています。一日も早い制度の廃止を求める立場から反対いたします。以上です。

○議長（北村新司君）

次に、林修三議員の議案第24号に対する賛成討論を許します。

○林 修三君

議案第24号、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場から討論をいたします。

昨今、国は後期高齢者医療制度を廃止して、新たな医療制度の枠組みを作る方針を決め、既に高齢者医療制度改革会議が設置・開催され、検討が進められており、平成25年度から新医療制度に移行する見込みとなっています。そのため、新医療制度に移行するまで現制度の円滑な運営が図られる必要があります、そのためにも被保険者の負担に配慮した運営が求められます。

全国的にも保険給付や保険事業費の上昇が見込まれる中で、国は、当初2年間、後期高齢者医療制度に切り替わる際に保険料の負担が重くならないよう設けられていた軽減措置も継続することになり、さらに千葉県後期高齢者医療広域連合においても、平成22年度からの保険料率を県などと十分に協議され、剰余金等の活用により、保険料率の上昇を抑制するよう図られようとしています。

以上のことから、平成22年度、八街市後期高齢者医療特別会計予算は、十分に検討されているものであると判断し、賛成するものであります。

○議長（北村新司君）

次に、京増藤江議員の議案第25号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、私は、議案第25号、平成22年度八街市介護保険特別会計予算に対して反対討論をいたします。

22年度は、第4期の介護保険事業計画実施の2年目を迎えますが、高齢者にとって安心して利用できる制度の予算になっているのかという点で大変疑問を持たざるを得ません。

特に普通徴収の保険料の収納状況は、20年度の決算では74.96パーセントと前年度より2.93ポイントの減となっており、21年度もさらに落ち込むことが予測されています。特に第2・第3段階の滞納者は約半数を占めており、また、第1から第7段階の普通徴収者の3分の1が滞納者となっており、いかに過酷な保険料となっているかがわかります。保険料の減免制度を拒否つづけていることは認められません。

2点目に、利用料1割の応益負担は低所得者にとって大変な負担となっています。サービス利用から排除されており、だれもが必要な介護を受けられるよう基金の活用も含め、低所得者のサービス利用料の減免・免除の制度の創設が必要です。

3点目に介護取り上げの是正です。10月には要介護基準の見直しがされましたが、4.3パーセントの市民は軽度となり、従来のサービスが受けられなくなっています。現行の要介護認定制度から、現場の専門家の判断を尊重した認定制度に見直すべきです。

4点目には、施設利用に当たっては、100名以上が待機者となっています。深刻な施設不足に対し、第4期の施設整備計画では到底希望者は全員が入居できません。整備計画を早急に見直し、整備を進めるべきです。

だれもが安心して利用できる介護保険制度を求め反対いたします。以上です。

#### ○議長（北村新司君）

次に、古川宏史議員の議案第25号に対する賛成討論を許します。

#### ○古川宏史君

私は、議案第25号、平成22年度八街市介護保険特別会計予算について賛成討論をいたします。

平成21年度10月1日現在の高齢者人口は1万4千65人、人口に占める高齢者の割合、高齢化率は18.3パーセントに達し、1千856人の方が要支援・要介護認定を受けています。介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口の9千135人、要支援・要介護認定者数839人と比較しますと、高齢者人口は1.54倍に、要支援・要介護認定者数は2.21倍に増加する等、より一層の高齢化の進展が見られます。

平成22年度介護保険特別会計予算は、歳出においては、第4期介護保険事業計画を受けて、保険給付で前年度より1億8千13万1千円増の27億8千153万9千円を見込み、サービス利用の増加に対応した総額28億5千856万3千円の計上であり、歳入においては、保険給付の支給を賄うべく国、県、支払基金及び市の負担金を負担割合に応じて計上、保険料については、第1号被保険者の増加により、前年度より2.8パーセント増の5億8

千632万2千円を見込み、なお不足する財源として、介護給付費準備基金から4千156万8千円を、介護従事者待遇改善臨時特例基金から828万円をそれぞれ繰り入れることにより、均衡を図っております。

以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されており、平成22年度八街市介護保険特別会計予算に賛成いたします。

○議長（北村新司君）

次に、京増藤江議員の議案第27号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第27号、平成22年度八街市下水道事業特別会計予算についての反対討論をいたします。

景気低迷、所得の減少で、市民生活が深刻な真つただ中、昨年9月議会で下水道料金の引き上げが可決され、22年度予算は市民負担増で予算が組まれており、到底納得のいくものではありません。

印旛沼流域の自治体の中で、10立方メートル当たりの基本額が一番高い下水道料金をさらに引き上げ、下水道使用料を平均17.5パーセント、総額4千万円の負担増を下水道使用者に押し付けるものであり、負担能力のある使用者ほど引き上げ率が低く、市民の暮らしを一層直撃するものです。

市民に対し受益者負担の名のもとに、負担増を押し付けるべきではありません。市長が今やるべきことは、市民の生活実態を真正面から受け止め、自治体本来の仕事である暮らし・福祉を守る施策の充実、市民負担の軽減です。

また、下水道事業の企業努力をさらに進め、建設費のコスト縮減、接続率を一層高めるための取り組みを重視すべきです。

以上の立場から、議案第27号、平成22年八街市下水道事業特別会計予算に反対いたします。

○議長（北村新司君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第2号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてについてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市交通安全条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、市道路線の廃止についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、市道路線の変更についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、市道路線の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成21年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）



起立全員です。議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成21年度八街市老人保健特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第18号は、原案のとおり可決されました。

+

次に、議案第19号、平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成21年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、次に、議案第21号、平成22年度八街市一般会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

+

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成22年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

+

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成22年度八街市老人保健特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成22年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成22年度八街市下水道事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成22年度八街市水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第28号は、原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで10分間、休憩いたします。

(休憩 午後 3時56分)

(再開 午後 4時06分)

○議長（北村新司君）

会議を開きます。

ただいま、長谷川市長から議案第29号から議案第31号が提出されました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村新司君)

ご異議なしと認めます。

議案第29号から議案第31号を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1、議案の上程を行います。

議案第29号から議案第31号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村新司君)

ご異議なしと認めます。

議案第29号から議案第31号の提案理由の説明を求めます。

○市長(長谷川健一君)

本日追加提案いたしました案件は、人事案件、条例の新規制定、補正予算についての3議案でございます。

それでは、各議案についてご説明をいたします。

議案第29号は、監査委員の選任についてでございます。

監査委員であります寺嶋啓修氏の任期が平成22年5月31日をもって満了いたしますが、引き続き同氏を委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第30号は、八街市地域活性化・公共投資臨時交付金による公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

これは、平成21年度に本市が交付を受ける地域活性化公共投資臨時交付金のうち、平成22年度以降に支出する部分について積み立てる必要があるため、新たに基金を設置するものでございます。

議案第31号は、平成21年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

本議会におきまして、平成21年度八街市一般会計補正予算(第6号)を提案し、先ほど原案のとおり可決する旨の議決をいただきましたところですが、今回の補正予算は、ただいま議案第30号でご説明いたしました基金に積み立てる八街市地域活性化公共投資臨時交付金等について補正予算(第7号)として追加提案させていただいたものでございます。

この補正予算は、既定の予算に1億5千527万円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億7千413万2千800円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金であります地域活性化公共投資臨時交付金2億5千297万円を増額し、土木債2千830万円、消防債2千180万円を減額するものが主なものでございます。

歳出につきましては、全額、財政調整基金等基金費1億5千527万円を増額するもので

ございます。

また、保育園施設整備事業及び中央公民館、ICT環境整備事業の2件の地方債を廃止し、流末排水施設整備事業、八街都市計画道路3・4・3号八街神門線整備事業、防災基盤整備事業等10件の地方債について限度額を変更するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（北村新司君）**

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第29号、監査委員の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第29号は、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決することに決定しました。

議案第29号、監査委員の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

議案第29号は、同意することに決定しました。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第30号及び第31号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村新司君）**

ご異議なしと認めます。

議案第30号及び議案第31号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第30号及び第31号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○右山正美君**

ちょっと1点だけ、30号について。基金の積み立て、目的、こういったものについては了解しました。運用についてですが、せっきく積み立てるわけですから、この地域活性化あるいは公共投資臨時交付金として交付がされるわけでございます。これは、やはり有効に活用する必要があるわけでございますけれども、この基金の運用については、今後どうするか、その辺について検討はされているのかどうか。

**○財政課長（加藤多久美君）**

今、運用ということで、多分、処分をどうするかということの意味でよろしいでしょうか。この処分については、5条に書いてあるとおりでございまして、22年度と23年度の2カ年にわたる、いわゆる起債が借りられる一般単独事業にこの交付金を充てていくというような考えでございます。

なお、22年度、23年度の振り分け等については、今後の22年度の普通交付税等の収入の来方によって22年度に多く盛るのか、それとも23年度にまた持ち越すのか、その辺は今後の動向ということでございます。

**○右山正美君**

処分とか、そういったものについても了解しているんですけども、やはりこの基金の運用がやはり遅れている部分、例えば児童館であるとか、あるいは言うならば文化会館の建設とか、そこまですぐと大がかりになってくるので、今やはり八街に何が必要かということやはり子どもたちの問題で、かなり遅れている部分というのはあるわけですから、その辺の検討を1億5千万円あれば、結構進むんじゃないかなというふうに考えるわけですけども、十分その辺のところを今即答はできないと思いますけれども、こういった運用をやはり真剣に考えていく必要があるだろうと、このように要望をしておきたいと思います。

また、運用に当たっては、今後要望をしていきたいと、このように考えます。よろしくお願ひします。

**○議長（北村新司君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○丸山わき子君**

まず、1点目に議案第30号の3条について、1点お伺いしたいと思います。

この3条の2のところには、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるというふうにならしているわけなんですけども、果たして、ここまでうたわなきゃならないことなのかどうか。これは、実は今もありましたけれども、地域の経済活性化に使われるお金であって、できれば早くこれは消化して行かなくちゃならないんじゃないかなと。本当に仕事がなく困っている業者さんがいっぱいあり、そして明日をも倒産してしまうというような状況のそういう業者さんがいる中で、いかに仕事を確保していくかということが求められていると。この有価証券を買っているなんていう、そういう状況ではないんじゃないかなというふうに思うわけなんですけども、なぜ、この2項をうたったのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

**○財政課長（加藤多久美君）**

この第3条の管理規定の第2項については、今、丸山議員がおっしゃったとおり、この交付金自体の目的趣旨が国の第1次補正の裏負担分、地方負担分に対して交付されるということで、その事業の執行を支援するという感じがございまして、基本的には早期の執行が望まれるということで、私どもの方も、その9千770万円については、いろんな事業につい

て財源の振り替えを行った。ただし、その残りの部分1億5千500万円については、2カ年でということで、基金の方に一部積み立てるわけでございますが、一応この管理規定については、基本的には預金という感じでやらせていくんですけども、条例自体にこういうような2項を設けるということは、実際的には運用は想定できないと考えておりますけれども、一応、規定としては残しておいた方がいいのではないかとということで、2項の規定を設けているものでございます。

○丸山わき子君

この有価証券を買うような状況ではないということは、担当課の方もあるということなんで安心したんですが、この効力を失うのは24年3月31日までということなんですが、この2年後まで持っているような内容ではないと。早急な活用をぜひしていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

それから、もう一つ、この間のこの経済危機に対する臨時の交付金、今回を含めて八街市は総額どのくらい国からおりてきたのか。その辺についてお伺いしたいんですが、どんなふうでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

今、手元に資料がいっぱいございますのであれですけれども、平成20年度の2次補正で生活対策の臨時交付金、これは排水事業とか、耐震診断に活用したものでございますが、そのときが、約1億9千万円に近い数字、1億8千万円。それから、国の21年度第1次補正の経済危機対策が2億9千500万円、これが7月7日の臨時議会で可決していただいたものでございます。それから、今回の3月補正できめ細かな臨時交付金の一次分が1億3千320万円何がし、2次分が来まして若干増えまして、今1億4千200万円ぐらい。今回の臨時交付金、公共投資が2億5千500万円ですので、多分計算すると8億9千万円ぐらいではないかというように考えております。

○丸山わき子君

これは、小泉構造改革、そして三位一体改革の中で地方への交付税が次々と減らされてきたと。地方が大変疲弊してしまったという状況があつて、この経済悪化のもとで、国は慌ててこういった多額の交付金を出さなきゃならないような状況になったと。これでは、本当に地方の独自の事業というのが、本当に遅れてしまってきたというのが実態だと思います。今後はやはり国に対して三位一体改革の見直しと同時に、やはり地方交付税はきちんと交付するようにと、こういった取り組みを強化させていくべきだというふうに思います。ぜひ、今回のこの交付金も早期に活用できるような、そういう事業実施を進めていただくことを重ねてお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（北村新司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑がなければ、これで、質疑を終了します。

議案第30号及び議案第31号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

(なし)

**○議長（北村新司君）**

討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第30号、八街市地域活性化・公共投資臨時交付金による公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成21年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（北村新司君）**

起立全員です。議案第31号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成22年3月第1回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦勞さまでした。

(閉会 午後 4時24分)



○本日の会議に付した事件

1. 発議案第1号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第2号から議案第28号

委員会報告、質疑、討論、採決

3. 議案第29号から議案第31号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

.....  
発議案第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について

議案第2号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市一般職の職員の管理職手当の特定に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市交通安全条例の制定について

議案第8号 八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第10号 市道路線の廃止について

議案第11号 市道路線の変更について

議案第12号 市道路線の認定について

議案第13号 平成21年度八街市一般会計補正予算について

議案第14号 平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第15号 平成21年度八街市老人保健特別会計補正予算について

議案第16号 平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第17号 平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第18号 平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について

議案第19号 平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第20号 平成21年度八街市水道事業会計補正予算について

+

- 議案第21号 平成22年度八街市一般会計予算について
- 議案第22号 平成22年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第23号 平成22年度八街市老人保健特別会計予算について
- 議案第24号 平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第25号 平成22年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第26号 平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成22年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成22年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第29号 監査委員の選任について
- 議案第30号 八街市地域活性化・公共投資臨時交付金による公共施設建設等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第31号 平成21年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 北 村 新 司

八街市議会議員 横 田 義 和

八街市議会議員 林 政 男

+

+

+

+

+